

令和5年度 第6回環境教育等推進専門家会議  
議事録

1. 開催日時：令和5年11月16日（木）14:00～16:30
2. 開催方法：ハイブリッド方式  
フクラシア品川クリスタル（港南）G会議室  
WEB会議（Cisco Webex 使用）（YouTube によるオンライン配信あり）

3. 出席者：

委員

飯田 貴也 特定非営利活動法人新宿環境活動ネット代表理事  
合瀬 宏毅 一般社団法人アグリフューチャージャパン理事長（オンライン）  
佐藤 邦夫 三重大学客員教授  
品川 智宏 株式会社YMF G ZONE プラニング取締役副社長  
島田 和幸 京都府総合政策環境部理事（オンライン）  
關口 寿也 多摩市立連光寺小学校校長、全国小中学校環境教育研究会会長（オンライン）  
高尾 文子 青年環境NGO Climate Youth Japan 副代表（オンライン）  
棚橋 乾 全国小中学校環境教育研究会顧問  
豊島 亮 一般社団法人 Change Our Next Decade 理事（オンライン）  
二ノ宮リム さち 東海大学スチューデントアチーブメントセンター教授  
藤田 直子 筑波大学芸術系教授（オンライン）  
増田 直広 鶴見大学短期大学部保育科講師  
山崎 宏 特定非営利活動法人ホールアース自然学校代表理事  
吉田 亮 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課長

環境省

鍵水 洋 総合環境政策統括官、東岡 礼治 大臣官房総合政策課環境教育推進室長、佐々木 真二郎 同課民間活動支援室長（オンライン）、大久保 千明 同課環境教育推進室長補佐、富樫 伸介 同課環境教育推進室長補佐

文部科学省

濱部 威一郎 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐、原文絵 国際統括官付国際統括官補佐（オンライン）、葛城 昌弘 総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室室長補佐（オンライン）、山本 悟 初等中等教育局教育課程課課長補佐（オンライン）

農林水産省

渡部 光紀 農村振興局農村政策部農村計画課農村政策推進室課長補佐（オンライン）、江田 仁 林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室森林環境教育推進官（オンライン）

国土交通省

東岡 ともえ 総合政策局環境政策課係長（オンライン）

経済産業省

和仁 一紘 産業技術環境局環境政策課課長補佐（オンライン）、竹安 宏曜 産業技術環境局環境政策課係員（オンライン）

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議事
  - ① 基本方針改定案（素案）に関する説明
  - ② 意見交換

### (3) 閉会

#### 5. 議事内容

環境省・富樫補佐： 定刻になりましたので、ただ今から、第6回環境教育等推進専門家会議を開会いたします。

本日は、会場とWEBのハイブリッド形式での開催となっております。会議中、音声が聞き取りにくいなどの不具合がございましたら、事務局までお電話、またはWEB会議のチャット機能にてお知らせください。

なお、本日の会議は、公開されております。環境省公式動画チャンネルのサブチャンネルでライブ配信を行っております。

WEB会議からご出席の委員の皆さまに御案内いたします。通信環境の負荷低減の観点から、委員の皆さま方におかれましては、カメラの映像と音声は、ご発言時のみオンにしてください。現時点ではカメラをオフにさせていただきますよう、お願いいたします。また、議事中、マイクは、発言者以外はミュートに設定させていただきますようお願いいたします。ご発言の際は、挙手アイコンをクリックしてください。挙手アイコンが反応しないなどの不具合がある場合は、チャット機能にてご発言する旨を、参加者全員に向けて、お知らせください。挙手アイコンを押していただくと、座長より順次ご指名があります。指名された後、マイクのミュートを解除して、ご発言いただきますようお願いいたします。

なお、ご発言後は挙手アイコンを忘れずにクリックし、挙手を下げていただくようお願いいたします。通信環境によっては音声が聞きづらい場合がございます。ご発言の際は、いつもより大きめの声で宜しくをお願いいたします。

また、会場でご出席の委員の皆様は、ご発言の際は、席札を縦に置いてお知らせください。続いて、議事に入る前に、事前にメールでご案内した資料のご確認をお願いいたします。議事次第のほか、資料は1-1と1-2、参考資料は1から4となっております。また、参考資料2から4は前回までの会議で配付しているため、本日会場ではお配りはしていませんが、これら資料につきましては、全て環境省ホームページにアップロードしております。また、議事進行の際は、事務局から資料共有をして、画面上に表示いたします。

なお、本日は、池田委員、島岡委員は御欠席と伺っております。

取材の方のカメラ撮りは、ここまでとさせていただきます。

それでは、以降の進行は、座長の二ノ宮委員をお願いいたします。

二ノ宮座長： それでは、早速議事に入ります。本日の専門家会議は最終回として、基本方針の改定素案を議題といたします。前回のグループワークも踏まえた様々な視点を全面的に入れ込んで、事務局で最後まで細かな調整をしていただきましたので、委員の皆様へ素案を送るのが直前になってしまい申し訳ありませんでした。事前にどこまで読む時間があつたかは分かりませんが、この後事務局から説明があるので、最後のチャンスということでご指摘いただければと思います。

多くの委員にご発言いただけるよう、時間管理にご協力を宜しくをお願いいたします。それ

では、基本方針案についてご説明いただきます。

環境省・東岡室長： 環境教育推進室長の東岡です。環境教育等促進法の基本方針について、主な変更点、概要の全体像を理解していただくということで、参考資料 1 を使って全体像の概略を説明し、その後、本体の基本方針について説明します。

ちなみに、この参考資料 1 は、事務局が基本方針の概略、改定のポイントを説明するために便宜上、作成したものですので、こちらは参考資料としてご覧いただいて、ご意見はこの後説明する資料 1-1 や 1-2 の本体についていただければと思います。

まず、こちらの参考資料 1 ですが、環境教育等促進法第 7 条に基づいて基本方針がつけられているということと、現在の基本方針は平成 30 年 6 月に改定（閣議決定）され、基本方針では、改定後 5 年を目途に見直すということで、今回見直しをしており、令和 5 年 6 月から 6 回、専門家会議を開いて検討したということを書いています。

「環境教育等を取り巻く現状」ですが、今年の異常気温をはじめ、気候変動などの地球環境の危機を踏まえ、「持続可能な社会への変革が急務」ということ、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」、小中学校での「G I G A スクール構想」によって、I C T の利活用の促進により、遠くても簡単につながる事が出来るということで、「国内外等の学びの可能性の拡大」、「S D G s の普及も背景とした、「誰一人取り残さない」公正な社会の実現」、更に、観点としては「社会変革における若者の参画」、「環境教育等に取り組む人材の確保・育成、教職員等の負担軽減、環境教育の機会均等の必要性」を踏まえています。

その下ですが、「持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性」として、「①あらゆる主体による自発的な取組によって、個人の変容と組織や社会経済システムの変革とを連動させていくことが重要」ということ、②E S D（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、組織や地域社会などでの具体的な変革に向けた行動促進の視点から、これまで重視してきた体験活動に加え、多様な主体同士の対話と協働、I C T の活用を通じた学びを、あらゆる人々に対して、様々な機会でも推進することが重要です。③地域の実情や課題等に応じた中間支援機能を軸とする協働ガバナンスに基づいて、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係を構築、共通理解といった協働のプロセスを実践して、持続可能な社会への変革に繋げていくことが重要です。こうしたことを踏まえて、公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現して、地域循環共生圏の創造、人々の Well-being に繋げていくことが重要という形にしています。

この後半のくだりについては、第六次環境基本計画の検討を踏まえ、こうした持続可能な社会の姿として、地域循環共生圏の創造と人々の Well-being に繋げていくことを、新しい基本計画の中間とりまとめの中で位置づけていることもあり、それとタイアップした形で今回記載をしています。

その下、「環境教育、協働取組の主な推進策」として、「E S D 活動支援センター、G E O C、E P O を中心とした中間支援機能を活用した環境教育・協働取組の充実、人材の育成」。また、学校と地域・団体・企業等をつなぐ中間支援機能の充実、協働のプロセスを通じた協

働取組の実践支援、中間支援機能を担う人や組織の発掘・育成等を通じた協働取組の普及・拡大、中間支援組織等を中心としたネットワークの拡充と学び合いによる環境教育、協働取組の人材の育成。

「体験の機会の場」等を通じた質の高い環境学習拠点の整備ということで、「体験の機会の場」や、幅広い場での環境教育の促進・推進として、国立公園等の体験活動、「自然共生サイト」など、様々な環境政策とも連携して、質の高い環境教育が身近に受けられる機会の確保を進める。最近の観点として、「若者に対する、対話や協働、ネットワークや学びの機会創出等を通じ、社会変革への参画の促進に繋げる」ことが、今回の概要のポイントです。こういう全体像を入れた上で、本体を見ていただければと思います。

資料の1-2の見え消し版の赤字で書かれているところが、今回追加や修正をしたところで、今回の修正にあたり、これまで第5回までにいただいたご意見や、それを踏まえて二ノ宮座長からも丁寧にご助言をいただいて、修正をさせていただきました。

順番に説明します。まず、冒頭の部分が真っ赤になっていますが、前回のグループディスカッションの中でいただいた意見は、策定から5年間でどういう流れだったのか、5年間の変化として気候変動に対する危機意識や生物多様性の国際的な動きは入れるべきであろうということで、第六次環境基本計画の検討においても5年間の振り返りをしています。そういうことを参考に入れていきます。

まず、6行目で深刻な環境危機に直面していることや、12行目で、2023年の広島サミットでも気候変動、生物多様性の喪失、環境汚染というのが三つの危機であることが国際的に合意されてきているということ。16-17行目のIPCCの1.5°C特別報告書が出たこと。それを踏まえて20行目、気温上昇を1.5°Cに抑えるための世界全体で更なる対策が必要であるということは、グラスゴー気候合意に盛り込まれている。25行目、我が国では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル宣言というものが出されている。30行目以降、生物多様性の分野においても、第6の大量絶滅期にあることでかなり絶滅のスピードが上がってきているということを書いています。

2ページの6行目、現在、2030年ミッションとしてネイチャーポジティブということで、「自然を回復軌道に乗せるための生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ということ、また、マイクロプラスチックやグローバルの汚染等が深刻化しているというような状況を書いています。そして、13行目で「環境」が安全保障上の課題の一つとしても位置づけられていること。14行目、国内の問題に目を向けてみると、日本国内では人口減少・少子高齢化や、地方の過疎化が進んでいます。

20行目の東日本大震災の影響としては、放射性物質からの環境回復は徐々に進んでいますが、放射線の健康影響については、情報開示や発信、リスクコミュニケーション等を継続して実施していくことの必要性が求められているという状況です。

28行目、こちらも指摘いただいたところですが、新型コロナウイルスの影響を踏まえたところでは、2020年から世界が直面している新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって、人類が生態系の一部であることから、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等が改めて明らかにされたこと。

36 行目、環境問題を社会的公正や人権の問題として、「環境正義」という概念のもとで環境保全に取り組む重要性も国際的に浸透しつつあること。2022 年の国連総会では、「クリーンで健康かつ持続可能な環境に対する人権」が決議されているところです。

次のページ、第 5 回での二ノ宮座長からの意見で、グローバルシティズンシップの教育をきちんと書くべきだということで、地球市民（グローバルシティズン）として、共に手を携えて取組を進めていかなければならないことを記載しています。その下で S D G s や変革（t r a n s f o r m）が不可欠であることが記載されています。

こうした状況を踏まえて 16 行目、「個人の行動変容を個人に留めるのではなく、パートナーシップを通じ、様々な個人や組織との関わりあいの中で、中長期的に社会システムの変革へとつなげていくことが重要です」と締めています。ここまでが、全体的なこれまでの流れで、今回大きく追記をさせていただきました。

5 ページ、これが環境保全活動、環境教育等の推進に関する基本的な事項ということで、まず、(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全ということで、冒頭に持続可能な社会を実現するためには、社会経済システム全体の変革が必要ということに記載しています。

次の 6 ページ、これまでもブルントラント委員会の持続可能な開発の話を見せていただきましたが、その後 E S D を含む S D G s に繋がって、持続可能な開発についても、着目されている観点をこれまで四つ示していましたが、最近の観点を踏まえて五つ示しています。

まず、第 1 が、環境問題の影響を将来世代に残さないという、「世代間の公正を重視する点」。第 2 が、地球上に暮らす全ての人々が生活する上での基礎的なニーズを充足しつつ、健康かつ持続可能な環境を享受する人権を全ての人に保障するという、「世代内の公正を重視する点」。16 行目、第 3 が、「地球の限界の範囲内に留める必要性を認識する点」。第 4 が、「社会経済のあり方そのものを大胆に変革する必要性を強調する点」。第 5 は、持続可能な開発の実現には多様な立場の人の参加が不可欠ということで、「誰一人取り残さない」公正な社会の実現を目指すことの必要性ということで、持続可能な開発に関する着目点については時代背景を踏まえて見直しています。

7 ページ、この辺は少し時代背景を踏まえて更新しています。目指すべき社会としては 19 行目、第五次環境基本計画で打ち出した「環境・生命文明社会」が我々の目指すべき持続可能な社会の姿であるというところは引き続いており、また、それを踏まえて、「人々の人権を尊重し、誰一人取り残すことのない社会への変革を実現し、Well-being に繋げていくこと」で、第六次環境基本計画で記載をしている Well-being の質に繋げていくことの重要性、Well-being が持続可能な社会を目指す上での最上位の概念であるということ、第六次環境基本計画の中間とりまとめで記載していますが、そのようなことをこの中にも取り込んでいます。

23 行目、こちらは第 5 回のグループディスカッションの中で、社会のリーダーへの変革の必要性を記述すべきだということで、「社会のリーダーを含む全ての大人や子どもに対して、情報提供や普及啓発、環境教育の機会が必要」で、その後ろが若い世代の環境教育の効果もあるのではないかとこのことで、そのように記述をしています。

その下 34 行目、国全体で持続可能な社会を構築するためには、地域循環共生圏を進めるということで、地域循環共生圏の説明を、8 ページの冒頭まで記述しています。

9 ページの真ん中は、場所の移動で以前から記載をしていたものです。

8 ページ、25 行目の「環境教育・E S Dの目的と育みたい力」です。今回環境教育の重要性や、環境教育が進展した歴史的経緯というものの記載を8 ページから9 ページの冒頭までしています。この辺は事実関係です。

9 ページ、14 行目の国内での「E S D f o r 2030」を踏まえて、これまでこの中では記載をしていなかったということで、「第2期E S D国内実施計画」に書いてあるE S Dの定義を記載しています。

2017年の小・中学校の学習指導要領及び、2018年の高等学校学習指導要領での「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成するということや、「主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）」の視点からの授業改善、最新の第4期の教育振興基本計画での「持続可能な社会の創り手の育成」を記載しています。

32 行目、環境教育とE S Dの関係についても、「こうした経緯の中で環境教育はE S Dの考え方も踏まえて実施されるべきもの」という形で関係性を記述しました。

34 行目以降が、E S Dの10年ということで、実施計画に書かれている考え方、システムズシンキングやクリティカルシンキングの内容を記載しています。

10 ページ、4 行目「学校における持続可能な開発のための教育（ESD）に関する研究（最終報告書）」から引用して、「E S Dの視点に立った学習指導で重視する能力・態度（例）」を、例えば、「批判的に考える力」、「未来像を予測して計画を立てる力」、「多面的・総合的に考える力」など、既に整理をしたE S Dの視点に立った学習で重視する能力、力についてまとめています。

22 行目、環境教育においても、E S Dが重視する学びを踏まえて、持続可能で公正な環境保全につながる視点を例示しています。「地球規模及び身近な環境の変化に気づくこと」、「環境に関わる問題を科学的かつ客観的に捉えること」、「多面性を認め、多様な視点から公正な態度でとらえること」等、視点を例示しています。

35 行目、「全ての大人や子どもに対して、環境危機に向き合い、持続可能な社会を実現するために、社会や組織の変革と個人の変容を連動的に支え促すことが、現在の環境教育の重要な目的」ということを整理しました。

次のページは、取組の基本的な方向で、あらゆる主体が取り組む、参画することの重要性ということで、そうした内容を追記しています。

12 ページ、「個人の変容と組織・社会経済システムの変革が連動することの重要性」、こちらは第5回のグループディスカッションの中で個人と社会システムの変化は両輪である、噛み合って同時に動いていく視点が必要ではないかということで、新たな項目を設けて、その必要性について記述しています。

次のページ、「ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備」ということで10 行目、民間活動における企業の社会的責任やC S V経営など、事業の中でやっていく、社会的な課題を解決していくという傾向を記載し、

自発的な民間活動を支える枠組みとして、特定非営利活動促進法の記述をしています。

18 行目、第5回のグループディスカッションで、NPO全体の世代交代や次世代への事業継承が課題ということで、そうしたことを18-20行目に書いています。

24 行目、環境保全活動における多様な主体の参画、パートナーシップ、気づきを引き出したり促進したりするファシリテーターの能力やコーディネーターの能力、また活動を加速化させる役割として、アクセラレーターが欠かせないということで、これまでの専門家会議でご指摘いただいたそうした役割の重要性について記述しています。

13 ページの下の方、環境保全活動をする上でどういう体験が必要かということで、シェアリングエコノミーやサブスクリプションのサービス、リユース、リペア等の製品の利用、廃棄物処理や自然再生などの環境保全に関する現場などの体験が重要という記載で、カタカナの用語が多いので、それらの説明があった方が良いということもあり、脚注で説明しています。

14 ページ、10 行目、②環境教育の推進方策についての取組の方向ということで、全ての大人や子どもに対して、あらゆる場で対象となる人の発達段階、生活の在り方に応じて、進める必要があるということ。専門家会議で指摘された、経済状況等による格差が生じないよう配慮することも、19-20 行目で記載しています。

16 ページ、18 行目、効果的な環境教育を実現するためには、In/ About/ For の考え方から、体験を通じて学ぶ「環境の『中で』の教育」、知識を身に付ける「環境に『ついて』の教育」、問題解決や社会変革に向け行動する力を強くするという一方で、「環境の『ため』の教育」という考え方を記載しました。

32 行目、「環境や持続可能性に関わる問題を自分事化し、自分の暮らしとの関係について気づくことが、実際の行動への一歩となります」という記載をしており、その上で大切にしたい点を36行目以下で記載しています。先程、環境「の中で」「についての」「のため」という教育を例示しました。多様な立場や状況に応じ、対等に学び合えるというこれまでの指摘を記載しています。

17 ページ、14 行目、「イ 環境教育において特に重視すべき方法」で、体験活動を通じた学びの実践ということで、これまで記載をしている自然体験、社会体験、生活体験、自分と異なる立場の人やロールモデルとなるような人との交流体験も重要ということで、これまでの記述を整理し、記載しています。

次18 ページ、21 行目、「(ii) 多様な主体同士の対話と協働を通じた学びの実践」ということで、25 行目、立場や世代、価値観等が異なる人との対話を通じて、学びを実践するために、31 行目、多様な人々が安心して対等に参加でき、対話の経験を積み重ねながら学び合い、対話の文化を構築していくことができる機会を創り出していくことが重要ということや、ICTについても、専門家会議で議論していただきました。18 ページの一番下のところから19 ページの頭のところでICTの利活用について記載しています。

次19 ページ、23 行目あたりに、協働取組とはまさしく地域づくり、社会づくりであり、政府と地方公共団体が一丸となって取り組むことが重要であるということで、そうしたことを23行目以下で記載しています。一番下のところで、第5回の品川委員からのご意見で

単発的に環境だけ、経済だけ、社会だけに取り組むのではなく、複眼的に向上させていくことが重要だということで、33-34 行目で、複眼的な視点について記載しています。

それらを受けて 37 行目、一連のプロセス、協働ガバナンスの視点から協働の仕組みをつくる必要があるということを次のページにかけて記載しています。

20 ページ、6 行目、「協働ガバナンスに基づく協働取組において、大切にしたい点の一例」を記載しています。協働ガバナンスは、グループディスカッションの中でも、指摘を受けた言葉です。その中で 15 行目ステークホルダーの包摂や心理的安全性の確保、プロセスの透明性や信頼関係を構築し、それぞれの役割を果たすといった点を大切にしたい点として整理しています。

20 ページの下の方、2 番が、政府が実施すべき政策の基本的な方針です。

21 ページ、座長からいただいたご意見で、「E S D f o r 2030」の重点領域でも若者の力の発揮をいかに支援していくかということが打ち出されるべきだということで、21 ページ、9 行目、大人の変容、子どもや若者の力の発揮を支える環境教育を支援するということに記載しています。

その下が環境教育並びに協働取組の推進に必要な視点ということで、これまでの記載していることを引き続き記載するとともに 22 ページ、「ウ 参加と協働の促進」では、特に気候変動については、カーボンニュートラルの実現に向けて、あらゆる主体が参画していくことの必要性などを記載しています。

21 行目「エ 中間支援機能の確保」ということで、第 5 回の意見の中でも中間支援の組織に対する記載、組織の機能についての記載が混在しているので、機能の確保という形で、機能の重要性について記載しています。

公正性・透明性の確保や、23 ページ「カ 継続的な取組を支える人的・経済的基盤の充実」、また「キ 機会均等、人権尊重、公正性の重視」ということで記載しています。これまでの専門家会議で指摘いただいた点を組み入れています。

「ク 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解」ということでこれまでの記載を少しブラッシュアップするとともに、24 ページ、最近クマなどの鳥獣被害などがありますが、それらのいのちに対する畏敬の念を持ちつつ、科学的、計画的に対策を進めることの重要性なども記載しています。

10 行目-17 行目は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため「みどりの食料システム戦略」に基づいて、消費者の理解と支持を得て、環境負荷低減の努力の見える化を推進することで、選択につながるような行動変容を促していくことを記載しています。

24 ページ、19 行目「ケ 気候変動など切迫した世界規模の環境問題に対する重要性の理解」や「コ 環境・経済・社会の統合的向上」について 25 ページで記載しています。

②で「環境教育並びに協働取組の推進において「つなぐ」対象」、様々なつなぐ取組が重要ということで、25 ページの「ア 主体をつなぐ」「イ 世代をつなぐ」「ウ 場をつなぐ」「エ 地域をつなぐ」「オ 施策をつなぐ」「カ 国をつなぐ」ということ。

26 ページの（２）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の

推進のための施策で、「①学校、地域、社会等幅広い場における環境教育、ア 学校における環境教育」ということで、幼児や障害の有無に関わらず進めるべきということで、幼児や障害のある児童生徒を含む児童生徒という形で記載しています。

27 ページ、2 行目、気候変動や生物多様性の損失等の切迫する環境問題に向き合い、学校や社会の変革を目指して、変容を導く環境教育が推進される必要性や、12 行目、学校教育での探究学習を実践していることを棚橋委員からきちんと記載すべきとのご指摘を受け、記述をしています。

25 行目以降は各省での取組、国有林、国立公園、国営公園での取組について記載しています。

28 ページ、5 行目、特に児童生徒等がロールモデルを発見する機会になると、第 5 回の専門家会議で指摘をいただいた点を反映しています。

ポイントとなる点としては、13 行目、学校における環境教育・E S Dにおいては、持続可能性へ向け、学校全体として E S D に取り組むホールスクールアプローチが大変重要ということで、ホールスクールアプローチの観点について追記しています。

29 ページ、21 行目、学校内で環境教育が継続しない、教職員が実践しているけれども、先生の異動等により継続しないことが少なくないということで、地域や企業と連携した体験活動や対話、協働実施にあたっては、外部との連携が十分に進んでいない状況が見受けられるということで、29 ページ、29 行目、社会教育施設や地域団体、企業等と連携した学習を促進するためには、「E S D 活動支援センター等の中間支援機能を有する組織の一層の充実、法に基づく環境教育等支援団体指定制度の積極的な運用」を図るといような政策を追記しています。

30 ページ「イ 地域等幅広い場における環境教育の推進」の 19 行目、大人や乳幼児を含めた子ども・若者を対象に、様々なあらゆる主体を対象に環境教育をしていく必要があるということや、この辺は各省の施策「長距離自然歩道」や「自然共生サイト」などと連携するということを記載しています。

31 ページ、各省で取り組んでいる政策などを踏まえて、引き続きやっていくことを書いており、28 行目「ウ 若者の社会変革への参加の促進」ということで、変革の担い手である若者について、32 行目、地球の未来や国、地域や組織のあるべき姿について、多様な主体と対話し、協働に参画するなかで、持続可能な社会づくりを担うための視点、能力、態度が育まれるとともに、若者の意見を実際の社会づくりに反映させる中で、若者の当事者意識や自信が育まれることが重要ということで、飯田委員のご指摘を踏まえて若者について追記しています。

32 ページ「エ 人材・組織の育成・活用」、26 行目ファシリテーターやインタープリターなど、専門家会議でご指摘いただいた人材育成の必要性などを記載しています。

33 ページ「オ 教材・プログラムの整備」で、ICT の活用なども記載しています。

そして 34 ページ、「カ 情報の提供」で、36 行目、既存の教材・プログラムや施設等を活用して環境や環境保全・環境教育に関する正確かつ適切な情報を必要なときに必要な形で、一元的に入手できるよう、利用者の目線に立って基盤を整備していくべきだということ

で、これは佐藤委員の指摘を記載しています。

35 ページ「キ 各主体の連携・対話・協働の促進と中間支援の拡充」は、中間支援組織のコーディネーターなどの重要性を指摘した上で、16 行目、E S D 活動支援センターや地球環境パートナーシッププラザ等の既存の中間支援組織と連携して、関係者の能力開発を推進します。先進的な連携、対話・協働の事例の収集や提供を行うことで、協働がバナンスに基づいて各主体をつなぐ手法等を全国に普及していくべきという指摘を踏まえ追記しています。

あとは、環境教育の更なる改善に向けた調査研究や評価方法についての指摘を踏まえて意見を反映させたり、職場における環境保全活動、環境教育ということで、そのような記載を 36 ページにしています。

それに基づいて、研修の充実ということで 36 ページの下の方からア 研修等の充実、37 ページ、「イ 多様な環境保全活動への参加促進とそれを通じた学びの推進」という記述を更新しています。

38 ページ、「ウ 情報の提供、表彰」といった制度、支援団体の指定や、これまで取り組んできた記載について内容をリバイスしています。

39 ページ「ア 政府の拠点機能整備」は、これまでも記載をしている地球環境パートナーシッププラザやオフィスについて引き続き記載するとともに、23 行目、これらの組織で培った中間支援機能に関する豊富な知見や経験を地域などで中間支援組織となり得る様々な組織・団体に共有することを促し、地域づくりを推進していくことを第 5 回の意見を踏まえて追記しています。

39 ページの下の方で E S D 活動のネットワークの重要性を記載し、40 ページは体験の機会の場やこれまでの取組についての記載をし、41 ページ、2 行目、コーディネーターやファシリテーター、アクセラレーターの役割を含む中間支援機能を担う人材や組織が不足しており、その発掘、育成が重要だということで前回のグループディスカッションの指摘を反映させています。

41 ページ、デコ活についても記載すべきだということで、41 ページ、32 行目で、そうした政府の取組についても記載しています。

42 ページ、海外への発信などの記述をリバイスしています。その後は大きく変更はなく、最後のページ 44 ページ「(2) 基本方針の達成状況の検証」で、質的・量的に環境教育の効果を図るなど分かりやすい表現に変えてはどうかということで、指摘を踏まえて達成状況の検証について記載を修正しています。

「(3) 法の施行状況についての検討、見直しの準備」ということで、引き続き必要な調査や検証についての言葉の整理などを行っています。

大幅に長くなってしまって申し訳ございません。以上です。

二ノ宮座長： ありがとうございます。見え消し版がかなり真っ赤で、前回のものから同じことを書いていても構成を変えた部分、登場する場面、登場する箇所を変えた部分などもあり、全面的な書き換えのようになっています。なかなか見にくいところもあるかと思えますけ

れども、見え消し版または修正箇所も統合したものの、その双方を参考にしつつ、ご意見をいただければと思います。

この後全体を二つに分けて、ご意見をいただいこうかと思えます。但し、この後退席を予定されている方は、全てまとめてご意見をいただくということをお願いします。

まず、「はじめに」という箇所と、その後に「1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項」ということで、見え消し版ですと20 ページまで続きます。20 ページの27 行目以降は基本的な方針ということで、その後施策の具体的な内容に入っていきますので、見え消し版で、20 ページの26 行目までが、前段部分になります。背景の部分ということになりますので、まずここを中心にご意見をいただきまして、その後、時間を区切って、20 ページの27 行目以降の基本的な方針と施策についてのご意見をいただく時間ということにします。

修正意見については、本日専門家会議が最後ということで、出来るだけ具体的なご意見をいただければと思います。本日の会議の中で、修正が必要な場合には具体的に検討をしていきたいと思えます。

ただ、ご発言が1人4-5分程ということで、なかなか厳しいタイトな状況ではありますが、なるべく双方向の議論ができるようご協力を宜しくお願いします。ご質問、ご意見がある方は、会場でご参加の委員はいつもの通り席札を縦にしてお知らせください。

WEB会議でご参加の委員の皆様は、参加者画面のご自身のお名前の横にある挙手アイコンを押していただくか、チャット機能でご発言のご希望がある旨、お知らせください。

豊島委員が本日早めに退席とお伺いしていますので、まず豊島委員からご意見をいただいて、続いて会場でご参加の委員、その後WEB会議でご参加の委員の順番で、私から指名をさせていただきます。

指名を受けた方は会場の方は机の上のマイクで、WEB会議の方はマイクのミュート機能を解除してご発言をいただきますようお願いいたします。なお、本日ご欠席の池田委員よりご意見をいただいまして、資料として配付をさせていただいておりますので、そちらも皆様ご覧ください。

では豊島委員、先ほど前半と後半を区切ってと申し上げましたが、ご退席の予定ということですので全体を通じて、お気づきの点をお願いいたします。

豊島委員： 一般社団法人 Change Our Next Decade 理事の豊島です。本日は、私事で大変恐縮ですが、時間の都合で早めに退出するため始めにコメントさせていただければと思います。時間を調整して下さった関係者の皆様にこの場をお借りして感謝申し上げます。

概ね変更点には賛同しているところです。その中で幾つか良かった点や改善点を、見え消し版を参考にしてピックアップさせていただければと思います。

まず良かった点に関して、「はじめに」は、修正前に比べて非常に構成においても、良くまとまっていると思えました。環境問題の中で三つ挙げていると思えますが、その中に生物多様性がしっかり入っていたのは、生物多様性分野で活動する若者として非常に嬉しく思えます。

自分の専門でもあるので、生物多様性の部分で一点、コメントさせていただければと思います。2ページの2-3行目において生物多様性の保全には統合的な取組が必要とあるのですが、ここには異論はないのですが、追記として相乗効果の必要性なども含めていただけると良いのではと思いました。色々な問題を取り扱っていく中でどちらかがマイナスになるだけではなくて両方ともプラスになっていくのが、今後の気候変動対策において、そして生物多様性保全にも必要だと思いました。

次に個人的に大きな変更とも感じたのが9-11ページにかけて記載があった環境保全のために求められる人物像が削除されていて、ESDに関する報告書などの引用で代用されている部分です。ここはこちらの方が能力や態度が明確で、こちらの文章が適切と思いました。

全体的に今までの文章のニュアンスとして、この環境教育を推進することで次世代が、もっと環境問題に関心を持って解決してほしいという、次世代に環境問題の興味をナッジしている部分が伺えたのですが、21ページにある、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方」の部分に追記された表現で、例えば、このハイライトされている「若者の力の発揮を支える環境教育を支援」という表現だったり、少し後ろになってしまいますが、32ページ、「ウ 若者の社会変革への参加の促進」に記載されていることは全体的に、環境問題の解決に向けての世代間への一体感があってより良くなったと思いました。

他にも全体的に例の記載だったり、カタカナ用語の説明だったり、引用なども多くて読み手として分かりやすかったです。

21ページ(1)の環境教育等の推進に当たっての基本的な考え方についての部分で、23ページの「ク 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解」は、みどりの食料システムを通じた消費者による環境負荷の低減の促進が記載されていると思いますが、ここではあくまでも国内の生産・消費にとどまってしまっているのではと思います。輸入している商品が起している生産地での環境破壊等に気づく意識の必要性なども追記出来ると思います。

特に、26ページには「国をつなぐ」という箇所がありますが、そこでは環境問題は世界規模で生じているから、協働する必要があるとか、国際協働の必要性が書かれていると思います。勿論、協働も大事ですけれども、多国間で相互に与え合っている影響、例えば、先ほどの輸入・輸出による、消費者が及ぼしている国を超えた環境破壊なども考慮できる教育ができるとより良いのではと思いました。コメントは以上になります。

最後にこのような貴重な機会をいただき、環境教育等の推進に関する基本方針の改正に若者として携われたことを大変嬉しく思います。少しでもここでの議論が日本でのより良い環境教育の実施に貢献できれば幸いです。短い期間ではありましたが、どうもありがとうございました。

二ノ宮座長： 豊島委員、ありがとうございました。生物多様性に関する活動を率いる立場から非常に重要な点、的確な点を指摘いただいたと思います。豊島委員は海外留学中ということ

で常に時差もある中でご参加いただきまして、本当にありがとうございました。

本日豊島委員は、先にご退席されるということですのでけれども、他の皆様につきましては後ほど最後に一言ずついただく時間というものを設けさせていただきますので、そこで一言ずつご挨拶をいただければ幸いです。

では、この後委員からの意見を共有していきたいと思います。先ほど申し上げました通り会場の委員から、前段部分 20 ページの 26 行目までの部分についてご質問、ご意見がある方は席札を縦にしてお知らせください。いかがでしょうか。

では、佐藤委員をお願いします。

佐藤委員： 私は溶け込み版で検討してまいりました。1 ページ、20 行目、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（C O P 26）がありまして、今回基本方針を出して 5 年間も持たせるということであれば、C O P 28 があるのでその内容も見て記載するべきではないかと思えます。

全体的なところですが、まず気候変動という言葉が、随所に出てくるのは良く、当然のことだと思います。ただ気候変動問題のオリジンの記載が甘いのではないかと思います。それは、5 ページ、最後「その後 1992 年（平成 4 年）の「環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）」で持続可能な開発の概念が注目されたことを受け、」とありますが、この時、気候変動枠組条約の署名が開始されました。その記述がないです。これは今回の基本方針が、歴史を正確に記述しなければいけないということはないのですが、その起点はやはり大事ではないか。それというのも、この後ずっとあるのです。

環境関係では気候変動枠組条約と生物多様性条約と二つありますが、C O P は今、触れていただいています。でも基本的に C O P、気候変動については、気候変動の問題を E S D で考えると皆で考えるというような記述が多く、気候変動問題はどこで議論されているなどの視点が全体的にないです。そのオリジンはやはり溶け込み版の 5 ページのところ、まず C O P の気候変動枠組条約が採択されたという言葉がない。それがあれば、それについても追求していく形になるのではないかと思います。

8 ページ「(3) 取組の基本的な方向」「①ア 気候変動への対応等の課題にあらゆる主体が参画することの重要性」は、これは非常に当然のこと、良いことだと思いますが、この中に C O P の話が出てこないです。一つ考えられることは、今回 C O P という言葉はあまり重要ではないのかなという気がしないでもないです。なぜなら、この 5 年間の変化というものに着目して、前回の最後の方にそれがありましたし、恐らく今回の議論もそれできていると思うのですが、気候変動枠組条約が採択されたのはずっと昔だし、パリ協定も採択されたのは 2015 年です。それは前のことだから、触れなくて良いという発想かと私は思います。今度 C O P 28 がありますが、C O P の他に、C M P、C M A がついています。C M A は、パリ協定に関する議論をする場、C M P は、京都議定書です。その議論もするわけです。京都プロトコルがありますので。実は毎年やっています。それは実はとても良い教材です。その視点が、この今回の基本方針の中にないです。ちなみにパリ協定という言葉は一つも出ていません。今更、京都議定書への言及は必要ないかもしれませんが、出てくる言葉としては、

この気候変動枠組条約ということでC O Pも1回だけです。先ほど言いましたように、毎年パリ協定も議論しています。パリ協定に関してはこれからP D C Aを回していくのです。そうなりますと、国の利害対立が起こってきたり、国を挙げてものすごい議論になります。

今回の環境教育等というところに、もし大学生や社会人、行政の人、技術者が含まれるとすると、その辺りの議論が、多分一番重要な項目になります。全部重要ですが、経済に直結します。これからパリ協定が実際に動き回り始めるとその問題が出てくる。その視点が無かったのかなと思いました。

それは細かいところで、E S Dの中に全部入っているのかもしれませんが、E S Dについてはかなり細かいことが書いてあるので、それに対して気候変動枠組条約あるいはパリ協定は記載が1行あるか無いかです。バランス上どうでしょうか。良い信号を発信しているのかというところがあるので、今回もう議論の終盤で、こういう問題を申し上げて非常に申し訳ないのですが、考えていただければと思います。

二ノ宮座長： 佐藤委員ありがとうございます。気候変動に関するその国際的な議論の経緯について、もう少し詳細に記載するべきではないかというご意見として受け止めました。記載する箇所については少し検討の余地があると思いますが、基本的には、少し書き加えることを検討したいと思います。それも含めて、引き続き他の委員の皆様からもご意見をいただいて、全体を調整していきたいと思います。では飯田委員、お願いいたします。

飯田委員： 新宿環境活動ネットの飯田と申します。前半部分で、私から「はじめに」に関して一点だけ発言させてください。見え消し版1ページ、「はじめに」全体を通読したところ、恐らく国際的な潮流や、主語としては政府や国レベルで実施している施策等を中心に、重要な箇所を記載いただいていると感じました。

その上で提案です。見え消し版、1ページ、2パラグラフ目の気候変動に関する記載は、これから日本にとっても重要ですし、ある意味、他の環境問題と違う動きをしていると私は捉えているので提案なのですが、「我が国は2020年に・・・「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました」という国としての表明で記載が終わっていますが、実際にはその後の動きとして、基礎自治体でもカーボンニュートラル、ゼロカーボンの実現に向けた宣言が広がっており、環境省のサイトを見たところ、2023年の9月29日時点で991もの自治体が、基礎自治体としてもゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みますということを表明しています。国の動きに呼応して、ローカルの基礎自治体でもこういった流れが広がっているというのは、これまでの環境施策や環境活動にないと言ったら語弊がありますが、今これだけ見える化して、ローカルも追隨して広がってきているのはすごく特徴的なところですし、加速化させていくことは重要だと思います。他が、国や国際的な記載が中心なので難しいことは承知の上なのですが、地方自治体にも当事者意識を持っていただくという意味でも、地方自治体におけるゼロカーボンシティ宣言の記載を入れるというのはどうかという提案をさせていただきます。ご検討宜しくお願いいたします。

二ノ宮座長： ありがとうございます。委員の皆様、手が多く上がっておりますので、続けてご意見をいただいて、全体の調整、検討をしていきたいと思っております。では増田委員お願いいたします。

増田委員： 細かく調整及び修正をしていただいてありがとうございます。全てしっかりと確認がしきれてない部分があるのかもしれませんが、気づいたことを幾つかお伝えさせていただきます。

まず1ページ、「はじめに」ですが、5年間の色々な大きな変化について触れていただいています。特にコロナと気候変動によって、環境教育でも大事にしている子どもの体験の機会が奪われてしまったということを入れてはいかがかと思っています。コロナはまだ状況が変わってきていますが、気候変動に関連することでは、保育の現場に行くと夏の期間は子どもを外で体験させられないという声も上がっているぐらいです。この先もずっと続いていくことになると思いますし、あるいはその期間が長くなる可能性もあると思いますので、そういった部分で言及をしても良いと思いました。

それから細かいことで幼児関係のことを入れていただいています。例えば9ページのところは、学習指導要領のことについて触れていますが、実はこの2018年に幼稚園の学習指導要領でもある幼稚園教育要領も改定されて、かつその中に持続可能な社会の担い手という言葉も出てきていますので、ここについても入れても良いのかなと思いました。

更に13ページは、色々な役割について触れていただいています。この中に入れてはとっているのが以前もキーワードとして挙げたインタープリターだと思っています。インタープリター自体は、地域の資源と人をつなぐ、あるいは関連づける役割ということになってくるのですが、そのようなことも含めてこちらのキーワードの中に入れていく価値はあると思っています。後の方でまた別に触れていただいています。この中で含めていただければと思いました。

16ページ、25行目の前後ぐらいから、非日常的な体験の有効性ということが書かれていますが、本当にその通りだなと思っている一方で、非日常と日常をつないでいくというか、日常体験においても、非常に重要な部分が環境教育であるということも触れていけると良いと思います。非日常と日常、両方の視点が何らかの形で挙げられると良いと思いました。

17ページは、体験活動の重要性に触れているところです。体験活動に関わってきた者としては触れていただいていることを嬉しく思っています。

こういうこともあり、冒頭の子どもの体験の機会を奪われてしまっているということにもつながると言いますか、ここで書いているからこそ、冒頭にも入れていくことが必要だと思ったところです。

18ページですが、地域性についての重要性を書いています。体験活動は幾つか種類がある中で自然体験活動は特に地域性と季節性が重要だと言われている教育活動ですが、その中で地域性ということに触れていることは非常に重要だと思います。自然体験活動において、あるいは体験活動において、地域性が重要である理由としては、体験活動は自分の日常に落とし込む、自分事化しやすい、あるいは地域化と考えていますが、地域に落とし込む

ことができることだと思っています。そのような言葉も必要に応じて補っていくことも出来るのではと思った次第です。

二ノ宮座長： 具体的なポイントを指摘していただきまして、ありがとうございます。では、続けて吉田委員お願いいたします。

吉田委員： 吉田です。全体的に例えば子どものことや学校の切り口、活動者の切り口、あるいは支援機関の切り口、社会の切り口、色々気にしている点がありましたが、内容としては一定、盛り込んでいただいていると受け止めています。そういう意味ではありがたいと思っています。その上で、あくまで読ませるものという観点から、何点か気になるところがあるので、指摘させていただきたいと思います。

溶け込み版7ページ、37行目、全体を通じて個人の話と、社会や組織の話が出てきますが、個人が書かれて社会が次にという形が多い中で、ここですと、社会や組織の変革で個人の変容という並びになっています。実は同じような表現がこの全体通じて3回ぐらい出てきますが、意図的に敢えてこうしているのであれば結構ですが、揃えるなら揃えるというところが一つ。

それからよく分からなかったのが、溶け込み11ページ、29行目からのくだりで、地域循環共生圏の話の中で、地域の中での循環、一つの社会というか、自立というか、そうしたイメージだと思っていますが、「地域間の交流人口やその地域を応援する関係人口の増加」というフレーズや、33行目後半の「こうしたものは地域間の交流を促進するため特に積極的に」というくだりがありますが、ここがじっくりこないと思っています。これは私がいけないだけなので、皆さんがこれでじっくりきているということであれば異存はないです。今、申しました二つのフレーズを、個人的には取ってもらった方が読みやすいと思いましたので、意見として言わせていただきます。

二ノ宮座長： 吉田委員ありがとうございます。一つ目の溶け込み版7ページの順序ですね。私自身としては、個人の変容がどうしても重視されて社会組織の変革が、軽視ではないですけども、後回しにされてきたというところを、変革を打ち出すという意味で、順序を変えているところがあるという認識ではいますが、確かにその統一されていないことの読みにくさということがあるかと思いますので、全体をもう一度確認させていただきたいと思いません。

地域循環共生圏の部分の読みにくさについては、事務局から何かご説明などありますでしょうか。

環境省・佐々木室長： 環境省・地域循環共生圏推進室の佐々木です。今ご指摘いただいたところで、その読みにくさを感じられた理由が、完全に理解が出来ていないところで、どう捌くかと今考えていたところです。地域循環共生圏の概念としては、地域が自立するという課題解決を続けることで、自立していくことと、地域間がお互いの強みをもって支え合う、弱

いところを支え合うという概念になっています。特定の拠点で体験活動を進めていくときに、拠点の中、地域の中だけでやっていくよりも、そこに外部の人が交流したり、外部の人が関わったりした方が、様々な教育効果も高まるということで書かれていて、それが地域間のネットワークを作っていくことで、お互いに支え合う持続可能な社会にも向かっていくということが書かれた意図だと理解しています。とりあえずそこまでしか発言できないのですが、書かれている背景などはそのような形になっていると理解しています。

二ノ宮座長： ありがとうございます。文章が長いことでの読みにくさということもあるかもしれませんが、少し表現を、後ほど調整するというので受けたと思います。では続けて、棚橋委員、お願いいたします。

棚橋委員： 沢山あるのですが、時間も限られていますので、幾つかに絞ってお話しします。溶け込み版3ページ、34行目から、「ESDを含む国際的な議論等の中で深められ」についてですが、ESDについて触れているところは、言葉としては沢山ありますが、中身についてはほとんど触れてないので、ここでもう少し書いて、深めた議論を示していただいた方が良いでしょうと思います。

それから4ページ、7行目と10行目、細かい話ですが、経済社会活動が下では社会経済活動になっていて、それから中には社会・経済になっていたり、経済・社会になっていたり全体を通して統一されてない。私の意見としては、社会・経済が良いと思いますが、統一していただけたらと思います。

5ページ、26行目、「(2) 環境教育・ESDの目的と育みたい力」ですが、色々な団体とか、どこそこの会議ではということで、ずっと6ページの下の方まで書いてありますが、こういうのを受けて環境省としてはどう考えているのかは記載がない。示さないのかと思っていたら、10ページ、5行目、「環境教育は・・・」と書いてあり、9行目に「・・・を目的とします」と書いてある。でも、本来は「環境教育・ESDの目的と育みたい力」と書いてあるわけですから、5-6ページにかけて環境省としてはこういうふうに捉えていますということを示すべきだと思います。

それから8ページ、この辺りから「心情」という言葉が出てきますが、ESDで言えば「心情」よりも「価値観」だと思います。どちらにするのか考えていただけたらと思います。

それから4行目の「(3) 取組の基本的な方向」は何の取組なのかという主語が抜けている気がします。

それから8行目、「ア 気候変動への対応等の・・・」というところですが、その下を読むと、24行目からの3行だけが気候変動のことが書いてあり、その上はその前のページに書いてあるようなことの繰り返しになっています。そこは考えていただいて、せっかく気候変動を取り上げていただいて、大分変わったなと思うところではありますが、その気候変動をどのように捉えて、どのように活動するのかといったことは、ここに書いてあるべきだけれども、記載が無いので丁寧に書き込んでいただきたいと思いました。

それから、9ページ、18行目、「民間活動の支援には、自立的な活動を支える観点」とい

う、民間の団体の場合には「自立的な活動」が良いと思いますが、学校教育の場合は自立的というよりは「主体的」という言葉があるので、ページによって切り替えて使っていただけたらと思います。

二ノ宮座長： 具体的なポイントをありがとうございます。E S Dに関する中身の記載というところで、今回E S Dの考え方についての詳しい記載は、溶け込み版だと5ページの後半の「環境教育・E S Dの目的と育みたい力」、それ以降にまとめて記載をしているということになりますけれども、これでは不十分だというご指摘でしょうか。

棚橋委員： どこかにまとめてE S Dのこと書いてありましたでしょうか。

二ノ宮座長： 溶け込み版の5ページ(2)のところですね。最初、環境教育の話がありますが、溶け込み版6ページ、5行目以降は、E S Dに関する議論の流れ、それからE S Dに関する議論の中で何が育むべき力とか、様々な宣言でどのようなことが強調されてきたかというところを書いてあるということになります。

棚橋委員： 私としては書いてほしいのは、E S Dと目標、目的のところにある価値観と行動変容です。行動変容のことは随分沢山書いてありますが、価値観(こういうものが大事だと思うようなところ)をどこかに書いていただけたらと思うのですが、検索をかけても価値観の価の字も無かったので、そこはどうかのだろうと思っています。

二ノ宮座長： ありがとうございます。確かに価値観の重要性というのはE S Dの議論の中で非常に重視されてきた部分で、そこが抜け落ちていたというのは私も認識をしていなかったですので、確認をしてどの部分に価値観を入れられるかを調整したいと思います。ありがとうございます。では続けて山崎委員、お願いいたします。

山崎委員： 山崎です。ここまでの取りまとめ、ありがとうございます。幾つか前の委員の方々の発言と重複するので、時間も限られているので要点を絞ってお話しします。見え消し版の方で説明させていただいて宜しいでしょうか。

一点目は、増田委員からも指摘があったところと同じかと思います。13ページ、24-33行目、インタープリターの記載が入るとありがたいという気がしています。

その他は同じ13ページのもう1個上の段落になりますが、18-20行目にかけて黄色く網がかかっている部分ですが、書いてあることはこれで正しいという気はしつつも、N P O法人の認証法人数が減少しているのは確かにそうなのですが、環境N P Oや環境教育、環境保全辺りのN P Oの場合に、どうかのかなという気がしていて、そこがN P O全体の話と、この環境のことを活動しているN P Oがごっちゃになってなければ良いと思いました。

N P O全体の話で言いますと、ここには、例えば一般社団法人を選択するとか、株式会社でも極めて環境N P O的なことが出来るようになっていることもあり、要は法人選択の多

様化が背景にあります。そのため、NPO法人の認証数が落ちていることで、何か民間の活動にブレーキがかかっているというニュアンスは、もしかすると少し現状とは違っている可能性があります。とは言え、世代交代や事業継承にも課題が生じており、という箇所は事実だと思いますので、もう少し具体的にということであれば、認証法人数が減少するところは、上手に削除していただいて、環境保全や環境教育に取り組む、民間団体の世代交代や事業継承に課題が生じているということで、そこを人材確保やキャリア支援等々に続けていただくのが、具体的な修正案としては良いのではと思っていますところです。

今回コメントの範疇ではないですが、33 ページにも同様な記載がありますので、また併せてここは検討していただければと思ったところです。

二ノ宮座長： ありがとうございます。具体的なその削除の部分ですね。確かに認証法人数の減少については、ご指摘の通りかと思いますが、この削除に反対される委員いらっしゃいますでしょうか。今のところ特にそういったご意見はないということで、削除の方向で進めたいと思います。ありがとうございます。会場最後となります。では品川委員、お願いします。

品川委員： 品川です。時間がないので、要点だけです。見え消し版8ページ、25行目「(2) 環境教育・ESDの目的と育みたい力」で、育みたい力は読み手から見ると、とても気になる言葉ですが、実際に項目を読んでいくと色々な例文が出てきます。9ページで例えば、クリティカルシンキングなどの複数の育む力が出てきて、もう一方で10ページでも、9行目以降に新しい力が出てきて、その後に25行目では「～こと、～こと」ときて、最終的にどの力なのというのが見えにくいと思いました。実際に読む側の立場になると、この基本的な方針がどんな力を、環境教育等を通じて、教える必要があり、一番重要だと伝えているか、この点をはっきりと示せると、読み手にもっと分かりやすくなるのではと思います。

内容には全体的に私は問題ないというか、賛成しています。この辺が見え方の問題だと思いますので、ご検討いただければと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。力という言葉で実は全てを表して良いかということ、その後半は力ではなく視点の話になっているというご指摘も、ごもっともなところで、ただこの会議体の中では視点や力について議論をしてきていませんので、この方針の中で、何か一つのリストを出すというところには、躊躇するところもありました。それで既存のものの中から、こういった議論があるということを紹介しています。ただ、確かに読み手からすると、結局何なのだということになりかねないという指摘と理解しましたので、ここも整理と調整を試みたいと思います。これも含めて、また委員の皆様、後程ご意見ありましたらお願いいたします。それでは続いてオンラインの委員の皆さんいかがでしょうか。合瀬委員お願いいたします。

合瀬委員： 大変良くまとめていただいたと思いますが、何しろ項目が多いので、今回溶け込み版においても見え消し版においても、全体像としてどのような構成になっているかが非常

に見えづらくなっています。最終的に目次はつけられると思うのですが、全体像の構成が分かるようにしてもらいたいと思います。

それから私だけなのかもしれませんが、構成の問題です。溶け込み版1-3ページの「はじめに」で、まず気候変動の話があって、生物多様性がある、それに海洋プラスチックの問題があって、その上で、環境が安全保障上の課題の一つになっているとまとめられており、その後に国内の問題と、東日本大震災の東京電力の問題が加えてあります。この二つが、全体から見るとかなり浮いています。

国内問題で言うと14行目、日本国内では人口減少という問題や過疎化という問題が、環境保全に関わる重要な課題になってきていますと書いてありますが、この前後がどういつながりなのか、今一つ私は良く分からない。最後に書いてある「環境保全に関する地域の様々な活動に深刻な影響を与えている」ということを言いたいのであれば、「一方で日本国内では人口減少云々」と、少子高齢化の話をもっと最初に持ってくるのではなく、「環境保全活動を行う日本国内では課題があります」というような、最初の方で切り替えの言葉が必要なのではないでしょうか。

東日本大震災のところですが、東京電力福島第一原子力発電所の問題が現在も国内の環境保全における主要課題の一つになっていますとかなり強く書いてある割には、この後、東京電力福島第一原発の話は出てこないです。この二つの取り扱いが、見え消し版を見ると環境基本計画の中間とりまとめからの引用となっているのですが、そちらの方を見てないのですが、ここの全体における書きぶりが、かなり浮いていて何を言いたいのか良く分からないところがありました。私が特に違和感をもったのは、この一点です。

二ノ宮座長： 合瀬委員、ありがとうございます。この「はじめに」の国内課題の記載については事務局から何か補足はございますか。

環境省・東岡室長： 環境教育を進める上で環境問題以外にも、我々の国内の社会的な問題も相当関係してくるということで、これまでも「はじめに」の中で、日本の国内の社会的な背景は記載をしていましたので、そういったことを踏まえて、今回人口減少や少子化の問題、日本が抱える社会的な問題についても、それを踏まえた環境教育またE S D教育があるのかなということで記載をしたところです。

東日本大震災についても、これまでも背景の中で記載をしていたことと、リスクコミュニケーション等、そういう環境教育を考える上で、必要な背景もありますので、そういう点で記載をしていました。もし東日本大震災のところだけ、違和感があるということであればその部分は、確かに後半には関係してこないということもありますので、その部分は削除しても構わないのではと思ったところです。

二ノ宮座長： ありがとうございます。国内課題は、何らかの形で記載が必要とは思いますが、ご指摘の通り唐突感があるということで、環境保全に関しての課題なのだということが分かるように表現を変えろということ、東日本大震災の部分は、日本の国内課題として非常に

重要なポイントだと思いますが、削除するかどうか、継続検討ということでお願いできればと思います。もしも他の委員からご意見がありましたら、引き続きお願いいたします。では島田委員、お願いいたします。

島田委員： ありがとうございます。私は細かい話になって申し訳ないのですが、溶け込み版7ページ、37行目「連動的に支え促す」という言葉が、よく分からなかったというのが一つと、次の行で「環境問題・環境保全に関わる知識の習得」と、次のページに行って、「具体的な行動に必要な技能の学び」これは良く分かるのですが、その真ん中に書かれている「心情、態度、意欲や感性など社会・情動的な学び」という言葉が良く分からなかったです。前後のことはよく分るのですが、先ほどどなたかが価値観の話をされ、心情ではなく、価値観だろうと言われましたが、価値観ならまだ分かるけれど、「心情、態度、意欲や感性」という言葉がよく分らないのと、それと「社会・情動的な学び」というのもよく分らないと思いました。

それから11ページ、「環境教育の実践において大切にしたい点(例)」についてですが、2行目に、「ファシリテーションを行うこと」というのがあって、3行目が「インタープリテーションを行うこと」と書いてあるのですが、ファシリテーションを行うこと、インタープリテーションを行うことが大切にしたい点ではないのではないのでしょうか。この言葉が、元々カタカナが分かりにくいというコメントにもつながってくると思ってしまして。例えば2行目でしたら、「学び合いを促進するようサポートすること」や3行目は「関係性をわかりやすく解くこと」というのが、目指すべきことなのではないのでしょうか。そのためインタープリケーション、ファシリテーションという言葉は使わなくても良いのではと思いました。

それから同じその中でいくと、9行目と10行目の「特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること」や「自己決定を尊重すること」がありますが、どういうものにも当てはまる話が二つだけ記載されている気がして、それ以外は環境教育という視点で書かれているような気がするのですが、この二つに関しては別に環境教育に関わらず、議論には必要なことなので、この二つだけ一般的なことが書かれていると気になりました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。私から少し補足で7ページの「連動的に支え促す」という表現が分かりにくいという点について、今回社会や組織の変革と個人の変容を連動するものとして捉えるということが、全体に強調されている部分です。環境教育としてはそれを支え促すのだという意味での表現だと理解しているのですがけれども、もしこのように書き直した方が分かりやすいというご提案がありましたら、他の委員も含めお願いいたします。

それから8ページの社会・情動的な学びは、近年の環境教育、それからESDの議論の中で非常に重視されている。特に気候変動教育においても、ソシオ・エモーショナルという言葉が使われますけれども、その知識であったり、スキルであったり、そういったものではない社会・情動的な学びが必要ということが非常に強調されているということで、盛り込んでいる背景があります。ただこの心情、態度、意欲や感性というものが果たして適切なのかと

いう点については先程の棚橋委員のご指摘も含めて、検討をしたいと思います。宜しいでしょうか。

他にまた追加でありましたら、引き続きよろしくお願ひいたします。では關口委員、お願ひします。

關口委員： 大変な量で作るのも大変だったと思います。ご苦勞様です。読みごたえがありました。

具体的に何ページのどこがということではなく、全体的な総論としてお話します。まず前段の「はじめに」のところの文章の書き方、書いてある内容が、こんなことをやってきた、こんなことがあったという論調で続いている気がしました。大きな枠組みの中での現在地、今日本はこんな状況だというのが記されてはいるのですが、もう少し具体的に、例えば政府、企業、学校、中間支援組織、NPOなどがどういう活動をしてきたのかという現状、それによってどういう状況になったのかという現状把握を実感として書かれた方が良いと思います。現状把握があって、次の段階、具体的な施策のところではP D C Aが進んでいくのではないかと思います。

一つの例としては、例えばZ世代の環境問題に関する関心の高さ、一方で危機感は低いというアンケート結果も出ていますし、前回、前々回にエコ不安という言葉も出ましたけれど、そういう世相的なところも重要になってくるのではないかと思います。もう少し突っ込んだ現状把握ができると良いのではと抽象的な話ですけど思いました。

それから先程出てきた福島の話ですけども、心情的には落としたいくない記述だと思って聞いていました。但し、この文章全体の中では浮いていると思いますが、はっきり言って福島は持続不可能な象徴だと思います。そのためここでは落とさないで、持続不可能な象徴というような意味でのキーワード的な扱いとか、そういう意味合いで使っていくのが良いのではと思いました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では続けて藤田委員お願ひいたします。

藤田委員： 溶け込み版1ページの「はじめに」の14行目、気候変動についてはという記載で始まって、30行目から生物多様性については、次のページには更に環境汚染、そして色々な資源調達というように文章が続いていきます。8ページ、8行目から、「ア 気候変動への対応等の課題にあらゆる主体が参画することの重要性」と項目のタイトルが付いているのですが、ここを素直に読んでいくと、「はじめに」のところでは気候変動と生物多様性は同じぐらいのレベル／重要性として記述されているのですが、アのタイトルのところに気候変動「等」と気候変動だけが強調されているように見えてしまっています。文章全体としては特に気候変動に関して強調して書いているというわけでもないと思います。12行目の「気候変動等への対応については」というところが、その他の生物多様性等に比べて特段、気候変動が重要だというメッセージを強く出したいという意味があって、気候変動というワードだけを残しつつ文章が構成されているのか。もしそうでないのであれば、強調されないよう

に、他に比べてこれが重要と読ませないような工夫が必要ではないでしょうか。そういうように構造的な文章に仕立てる必要があるだろうと思っています。

もう一つは、構造的な文章で全て整えて欲しいというのはあるのですが、10 ページ、20 行目から、「環境の『中で』の教育」、知識を身に着ける「環境に『ついて』の教育」というところで「環境の『ため』の教育」と、『』（二重括弧）を付けて書いてありますが、こちらについても最初にこの二重括弧で『中で』『ついて』『ため』というのが強調されているにも関わらず、その下の文書を読んでいくと、の『中で』というのは改めて文章の中で強調されて説明が書かれているのですが、それ以外の、に『ついて』、の『ため』というのは、同じようなレベルでは書かれてないような気がしました。そのため、ここについても環境の『中で』、環境に『ついて』、環境の『ため』に強弱を付けたいと思って、そうしているのであれば良いですが、特にそうでない場合、の『中で』、に『ついて』、の『ため』というのが全て重要であると発信したいのであれば、それが伝わるように文章を構成する必要があると思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。先程の「気候変動への対応等」と気候変動をより強調させるのか、それとも気候変動のみならず、様々な対応の課題にあらゆる主体が参画することとするのか、少し検討の余地があるかと思います。この会議自体では気候変動に対する教育、対応の必要性について、非常に多くの委員からも発言があったと思いますので、それも踏まえ、他の委員からもご意見がありましたらお願いいたします。

環境の『中で』、環境の『ため』の、環境に『ついて』に関するご指摘については、体験活動についての記載が充実しているということで、環境の『中で』の話が出てきますが、社会変革につながる環境教育ということで、環境の『ため』の教育というのが、社会変革・行動変容につながる教育を意味しているということをごどこかに記載する必要があると思うところです。環境に『ついて』の教育については、知識を得る教育ということで、一般的に環境教育というイメージされるもので、この中で今回強調して打ち出しているという部分ではありませんが、その説明を付記することによって、より分かりやすくなると思われる部分があれば、付け加えるということで、全体を検討できればと思います。

高尾委員お願いいたします。

高尾委員： ありがとうございます。私からは三点、二点はコメントで一点は指摘をさせていただきたいと思います。初めに見え消し版の6ページに「将来世代」「世代間の公正」という言葉が入ったのは、今後の若い世代に繋がって、よりインクルーシブな環境教育が促進できる良い兆しで嬉しく思いました。

次に7ページのウェルビーイングという言葉が気になって、環境基本計画の中間取りまとめの内容も拝見させていただいたのですが、なぜ環境基本計画でもウェルビーイングだけが英語で、そのまま取り入れられているのかを少し疑問に思いました。コメントにあるように、高い生活の質に繋げていくという形で同時併記であったり、括弧書きで（高い生活の質）としたり、またはその他の文脈でウェルビーイングという言葉を使っているようであれ

ば、何か特定の意味合いを持たせるために日本語で注記をしても良いのではないかと思います。

最後に三点目、16-17 ページの人間像の指摘の代わりに環境教育の実践において大切にしたい点がかかれているのは非常に良いと思いました。これまで環境教育を受けてきた側・受け手としても、特性的にナッジになりがちなのかなと感じる部分もあったので、コアとなるイメージ、環境教育を実施していく上で、こういったイメージを持っているのかが読み手と共有できる点は非常に良いと思いました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。一点、ウェルビーイングがなぜここだけアルファベット表記なのかということについては、事務局から何か補足がありますでしょうか？

環境省・東岡室長： ウェルビーイングの表記については、今、政府全体の閣議決定文書もアルファベットとカタカナ表記の両方があり、環境基本計画の中で現在はアルファベット表記をしているのですが、カタカナ表記で統一していくかは整理をさせていただくので、その整理と合わせてこちらについても表記を統一いたします。宜しく願いいたします。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では、後半部分のご指摘を受けていきたいと思うのですが、一点、溶け込み版の 11 ページ、先程環境教育の実践において大切にしたい点ということの列記の中で、ファシリテーションとインタープリテーションという言葉をここからは削除して良いのではないかとのご意見がありました。この点について、ファシリテーション、インタープリテーションを残した方が良いという委員はいらっしゃいますでしょうか。飯田委員、お願いします。

飯田委員： 溶け込み版の 10-11 ページの「環境教育の実践において大切にしたい点」という例示の箇条書きが議論になっているかと思います。私はこの内容は理解できるものですし、大切な要素だと共感します。恐らく先程から議論になっているのは、この大切にしたい点の中に手法と目的がごちゃごちゃに混在していて、手法も目的も書かれているものもあれば、手法のみ、目的のものもあって、多分 11 ページ、2-3 行目については、学習者の気付きや力を引き出し、学び合いを促進するということが目的で、そのための手法としてファシリテーションを用いるとか、次でいくと事物や事象の背後にある意味や関係性を解くというのが目的で、その手法としてインタープリテーションがあるというように、ここでは目的も手法も書かれています。

例えば先程の議論にあった 10 行目、「自己決定を尊重する」というのは目的で、手法はここには書かれていません。もうちょっと上の 6 行目、「活動に遊びや創造の要素があること」というのは手法で、なぜか遊びや創造の要素があるとどうなるのかは書かれていない。この箇条書きの中に手法だけのものと、目的だけのものと、手法と目的が併記されたものがごっちゃになるので、きっと委員の皆様も内容には共感するけれども、箇条書きとして並べてみるとちょっと違和感をもつというところだと思います。

個人的には、ファシリテーション、インタープリテーションという言葉は、今回の促進法の肝でもあるので、残した方が良いと思うのですが、この書きぶりとか、ファシリテーション、インタープリテーションによって自己決定が尊重されるとか、他のところにも関連してくる要素があると思いますので、事務局の方で内容は全体として維持しつつも、書きぶりや文章を精査していただくのが良いと思います。他の委員の意見も是非、頂ければと思います。

二ノ宮座長： 増田委員、お願いします。

増田委員： 今のお話にも、私も同意なのですが、書き方としてはこういうこともあるのかなと思うのは、例えば促進すること、括弧して（ファシリテーション）、そして関係性を解くこと、括弧して（インタープリテーション）という書き方です。そうなった時に他の部分も同じように括弧書きで書けるところは書いていくと、先程の目的の部分と手法とが明確になっていくのではと思いました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。他の委員でご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。これはなかなかの難題かと思いますが、手法と目的、確かに混在している部分がありますので、事務局と私の方で検討、整理をしたいと思います。ありがとうございました。

では申し訳ありません。本日、16時10分頃までを目指しておりますが、後半部分の方針と施策の部分について、ご意見をお願いします。まずは会場の委員から席札を縦にしていたいただければと思います。佐藤委員お願いします。

佐藤委員： 後半というと、溶け込み版だと14ページからかと思います。今からは実はどこをどういうふうに直すというよりも、コンセプトを入れていただきたいというような意見になると思います。まず、17ページ、4行目、「ケ 切迫した世界規模の環境問題に取り組むことの重要性への理解」ということで、これは本当に大事です。先程申したように気候変動枠組条約やパリ協定の議論、これらはビビッドに毎年動いています。一部の人にとってはもう死活問題です。それをいかに国民レベルで、細かい内容でなくても、カーボンニュートラル、これを達成するかということが非常に重要になっているので、気候変動枠組条約やパリ協定に言及する必要があると思います。

それから同じページ、27行目、「ア 主体をつなぐ」とあります。この主体は色々あるわけですが。その中には先程から申しているように、気候変動枠組条約、あるいはパリ協定に並々ならぬ関心を示している人たちがいると思うし、もう一つ言うと、恐らく海外の情報は、英語とか中国語などのメジャーな言葉でしか出てこないの、日本で普及させる、結果とかそういうものを知らせていく、尚且つそれをもって教育の糧にするということには一段、工夫が要るのではないかと思います。直してほしいということではなく、確かにこういうことなのだということを申し上げています。

同じように、24ページ、21行目、「オ 教材プログラム」のところでも、国連の議論が、気候政策という言い方になっているので、その辺りをカバーするような教材・プログラムを

用意していただくと良いのではと思います。

それから、25 ページ、17 行目「カ 情報の提供」について、情報は先程から申している COP とか、CMA（パリ協定の締約国会合）とか、毎年情報が変わってくるわけなので、そういうものも含まれるようなことが良いのではないのでしょうか。

25 ページ、33 行目、「キ 各主体の連携・・・」の箇所に主体という言葉が出てきますが、ここに書かれている主な主体は国内の主体という気がします。でも国連の情報や国際的な非政府アクターという主体もいると思いますので、そういう人たちと対話をする、あるいは情報交換をするとなると、そういう勉強もしておく必要があると考えます。気候変動枠組条約、COP、それからパリ協定、これらは重要なキーワードであるということを申し上げておきたいと思います。

もう一つだけ追加させていただきたいのですが、国内での環境教育の推進ということですが、その成果の一つとしては、例えば国際的に活躍できるような人たちを目指す、国連人材ということもあると思います。非常に遠大になってしまい、最後に申し訳ないのですが、その辺への視点も入れていただければと思っています。

二ノ宮座長： ありがとうございます。重要な点かと思います。増田委員、お願いします。

増田委員： 見え消し版でお伝えをしていこうと思います。まず 27 ページ。こちらは追記の案です。こちらの冒頭のところに、「各教科間の関連に」という記載があるのですが、これは幼児の部分も含めていただいているので、「各領域および教科間」というようにしていただくと、保育関係の方には分かりやすくなると思います。保育や幼児教育は教科教育として行われていないということです。

そして、もう一つ、同じ 27 ページ、25 行目ですが、ここでは関係府省ということで、幾つかのフィールドのことが書いてあるのですが、都市公園というのを入れても良いのではと思いました。身近な体験活動の場として非常に活用されているところだと思います。

それから 30 ページです。35 行目の一番下の方に自然保育の表記、表彰制度等を設けていただくということが書いてあり、今非常に幼児の自然体験活動の中で盛り上がっている自然保育に関して、良いお話だと思っています。もし可能であれば、これに加えて認証制度と認定制度が非常に動いており、直近のところだと千葉県が認証制度を動かしていることもありますので、そういったことの後押しなどをするのも入れても良いのではと思いました。

最後に 31 ページ、15 行目にジオパークの記述があります。こちらは環境教育の場としてということなのですが、これは世界ジオパークにしているのは、理由があるのかということをお伺いしたいです。日本の場合は日本ジオパークの方が圧倒的に多いですが、恐らく認証の関係で、より上位に当たるからという考えでは思いつつ、日本だとジオパーク全体を見たときに日本ジオパークが圧倒的に多い中でそういう場も環境教育の場になっていくのではと思ったので確認です。

二ノ宮座長： 具体的なポイント、ありがとうございました。一点、ユネスコ世界ジオパークという記載は前のものからそのまま残っているようにも見受けられますが、事務局から何か補足がありますか。

環境省・東岡室長： ありがとうございます。日本ジオパークの方が、数が多いというのをご指摘の通りですが、多分ここは代表として例示をしていたかと思しますので、担当部局にも確認をして、どういう表記が適切かは確認をさせていただければと思います。

都市公園のところは、恐らく関係府省はということになっていますので、国がそういう体験教育を進めているところとしては、今例示をされたところということで、都市公園となると地方自治体がそういった教育をその場で色々なソフトな事業をやっているかどうかというところで、書けなかったところもありますので、そこは「等」でよんでいるとご理解いただければと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では、吉田委員お願いします。

吉田委員： 先程も申し上げましたが、全体としては本当にちゃんとまとめていただいていると思う中で、まず一つは溶け込み版 13 ページ、37 行目（後半部分）からですが、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針という話になっていて、これ以降の構造は、今の状況や事実を書いた上で、政府としてどうするかという整理を全体としてされているという理解をしています。所々、政府が何するのみたいなところがない、あるいは本来、政府がされていること、しようとされていることなのに、語尾が例えば「重要である」とか「大切である」という終わり方になっていて、それは多分一致していないのだろうと思いました。本来ならば、「こうします」「〇〇します」みたいになっているべき部分というのは、結構あります。

例えば、溶け込み版、16 ページ、1-4 行目、ここには「人的、経済的基盤が安定するような環境づくりに取り組むことが必要です」と書いてあるのですが、政府がされるのであれば、例えば「環境づくりを進めていきます」とか、そもそもこれは修正される前は、語尾は「取り組みます」になっていたのをわざわざ直していらっしゃるのですが、それはおかしいのではないかと思います。そういうところが何箇所かあります。

同じ話で 27 ページ、8-11 行目までの段落なのですが、これも語尾がおかしいのではないかとということと、9 行目の後半「政府や地方公共団体においては」云々と書かれていますが、ここは政府が主語になるという気がしますので、例えば「政府は地方公共団体とともに」というような表現にさせていただくと、より適切だという気がしました。それから、該当箇所を全部は言いませんが、チェックしているので、何かあればと思います。

それとは別に 19 ページ、10-13 行目のところで ICT のことが出てきます。ICT を利用することについては、コロナを機会にして本当に広がって、それで色々な取組の可能性も広がって、非常にポジティブなものとして捉えているのですが、一方で分かりやすく言うと、対面が一番の理想なのではないのかという気がしています。ICT を否定するわけではないのですが、例えば 11 行目の一番後ろ「ICT を活用しながら」というところを可能なら

「ICTも活用しながら」という表現にしていただけると、私としては気分的にすごくすっきりすると思います。同じ表現が21ページ、22行目にもあり、ここも「ICTも活用しながら」としていただけると良いのではと思います。

最後に一点だけ、32ページ、14行目からの部分ですが、ここで子どもという単語が出てきます。子どもという単語が沢山出てくるのですが、普通子どもから大人までとか、そういう広い書き方するのですが、ここは「子どもに対しては」と書いてあり、そうするとその子どもとは誰のことなのだろうという気がしてしまいます。どういう年齢層とか何か具体的に何かを指しているのかという気がして、ここは一番適切なワードが子どもということでもないのではと思うので、工夫する余地があるのではないのかと、違和感をおぼえたので指摘をします。

二ノ宮座長： ありがとうございます。政府が主語になる部分の表現の確認について、実際にやっていることをきちんと反映していくところを全体について確認したいと思います。全てチェックしていただいたということで、後ほど事務局とも共有していただければありがたいと思います。その他の部分についても要調整ということかと思しますので、もし事務局の方で何かありましたら後ほど補足をお願いいたします。

棚橋委員、お願いいたします。

棚橋委員： 二点あります。一つは溶け込み板の17ページ、4行目の先程佐藤委員が指摘されていた「ケ 切迫した世界規模の環境問題に取り組むことの重要性への理解」という箇所ですが、例えば気候変動の問題だけではなく、生物多様性の問題、それから海洋プラスチックの問題など、世界中色々な問題が一気に沸いています。そういったことを是非この箇所に取り入れていただいて、ここが一番、例えば若い子どもたちにとっては関心の高いところですよ。3行しかなく、前ページ、17行目「ク 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解」は、20行ぐらいいり、あまりに違うのではないのでしょうか。

それから書いてある場所ですが、もっと前にすべきではないでしょうか。最初でも良いぐらいです。2番目が「ク 自然環境を育み」でも良いと思います。最初に「ア 国民、民間団体、事業者等との連携」が出てくるのは、こういう方々が読まれることを前提に書いているという、そこが重要なのだという環境省の姿勢を示しているような気がするのですが、読み手はもっと沢山いるわけですし、一番大きな課題として捉えているところを、最初に書いてほしいと思います。

二つ目は、19ページ、学校における環境教育にページを割いていただいてありがとうございます。大きなことは問題ないのですが、12行目、「ICTを活用しながら、体験活動を通じた学び及び対話と協働を通じた学びの実践を推進していきます。」とあるのですが、例えば、批判的な思考力とか、それからシステム思考力とか、思考力の話が沢山出てきました。つまり子どもが考える、工夫するという、そこは体験と思考が行ったり来たりするのが、どうしても重要だと思うのです。その意味では、「体験活動を通じた学び及び対話」と一言入れていただいただけでも違うかなと思います。体験はとても大事ですが、体験が体験で

終わっては学びにならないということは、しっかりと書いていただきたいと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。的確にご指摘いただいていると思いますが、もし事務局の方でここは変えられないという点がありましたら、最後にまとめてご説明いただければと思います。では飯田委員、お願いいたします。

飯田委員： 私からは三点あります。一点目が、協働取組についての記載が全体を通じて多く見られ、その中で多様な主体や世代を巻き込んだ協働取組が必要だということが記載されていると思います。冒頭の見え消し版7ページ、22行目には、「あらゆる主体・世代が環境保全活動や、社会変革に向けた取組に参画できることが重要」というに書いてあります。その後の記載では多様な「主体」についてのみ書かれていて、「世代」という言葉が落ちている部分があると思いますので、全体を通じて精査していただいて、多様な「主体・世代」という形で世代の方も強調していただくと良いかと思います。例えば19ページの協働取組の方向のところでも、31行目「多様な主体との対話や協働」など、そういった該当箇所が幾つかあると思いますので、意図があるところは別ですが、「多様な主体・世代」ということで、縦軸の「主体」と横軸の「世代」が両方強調されると良いと思います。

二点目、細かいところですが、32ページ、9行目に幾つか環境分野の隣接分野に対する具体例の記載があると思います。その中で地域活性化、国際理解、食育、科学コミュニケーションといった従来の記載に加え、人権、福祉というものが今回例示として加わっています。この方向性については賛成ですが、今のご時世、子どもたちや若者とコミュニケーションするとロシア・ウクライナ等の問題も含め、平和というのはすごくホットなというか、避けて通れない話題かと思っておりますので、もし宜しければ人権、福祉に加えて、「平和」というキーワードも入れるとより幅広い方にリーチできると思います。

最後に、該当箇所26ページ、あるいは42ページの国際的な視点、他国との連携のところに関して申し上げます。私はこの専門家会議とは別の環境省の委員もさせていただいているのですが、今月上旬に「日中韓環境大臣会合」がありました。これは1999年以降、毎年1回、どういう国際情勢であっても環境については3カ国、緊密に連携して取り組んでいこうということで、持ち回りで長く開催されているものです。これに付随して、現場の実践者がつながる「日中韓環境教育ネットワーク」や、若者同士がつながる「ユースフォーラム」が3カ国でパートナーシップを組んで継続実施されています。隣国ですし、環境に関して3カ国で歩調を合わせて進んでいくというのは大切だと思いますので、もし宜しければこういった日中韓に関する記載ですとか、あるいは隣国と連携協調の上で、国際社会に向けて発信していくといったようなことを具体例に記載していただくとより良いと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。いずれも重要な点かと思っております。品川委員、お願いいたします。

品川委員： 協働の取組や中間支援組織に関する箇所は納得しながら読ませていただいたので、

そこについては異論ございません。一点だけ、見え消し版の 24 ページ、30 行目「トレードオフを回避し」というところですが、池田委員もコメントしていただいています。池田委員のコメントに賛同しており、「トレードオフをどのように考え解決していくかについて各人が主体的に考える環境教育こそが重要である」という言葉に、非常に賛同しています。できればこちらに置き換えていただきたいと思います。

企業の視点では、色々な施策を打つ過程で、トレードオフをどうやって解決していくのか、起きてないかを確認しながら行っているっていうところがあり、「トレードオフをどのように考え解決していくか」を考えられる人材が企業にとっても必要だという考えもありますので、その辺を入れていただければと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。池田委員の意見と併せて反映できればと思いますが、これも後ほど何かあれば事務局からお願いします。では最後に会場からは山崎委員、お願いいたします。

山崎委員： 今ちょうど直前で出たトレードオフのところの書きぶりは池田委員に強く賛同できると思っていたところです。このトレードオフの問題は回避するという事は多分書いて良いと思います。理想だとは思いますが、そのプロセスがそう簡単でないというのも明らかで、そこに対してしっかりと対峙する、主体的に関わっていくということこそが求められていることだと思います。そこを書くことで、このセンテンスに厚みが出るとちょうど考えていたところで、私もこの点についてコメントします。

あとは先程申し上げた 33 ページに、また N P O 法人の数の問題の文面が出てきますので、そこと併せて書きぶりをご検討いただきたいと思いますということと、あと一つは見え消しの方の 35 ページの「キ 各主体の連携・対話・協働の促進と中間支援の拡充」という項目についてです。この最後の方に地方公共団体について書いてありまして、細かいですが読みやすさという意味では「地方公共団体においては、」の方が読みやすいと思ったのが一点です。なぜこだわるかというと、地元で活動して大事だと思っていて、ぜひ読んでもらいたいからです。

タイトルの中間支援の拡充というところと、地方公共団体においてという、それ以下の部分の内容がマッチしているかどうかをご確認いただきたいと思います。最後に「政府は助言を行います」となっていますが、地方公共団体内の縦割りをつなぐ役割の中間支援を政府が担うというように読み取って良いのであれば、これで良いと思うのですが、この中間支援というのが何を指しているのかをもう 1 回念頭に置いて、このセンテンスを読んでいただいて、齟齬がないか、通りが良いかを確認していただくと助かります。

二ノ宮座長： ありがとうございます。表現上の修正ということで調整したいと思いますが、後ほど、もし事務局から何かあればお願いします。ではオンラインの委員いかがでしょうか。

関口委員お願いいたします。

関口委員： 時間もないので一点だけ、学校における環境教育の記述、沢山ありがとうございます。

す。溶け込み版 18-21 ページに記載されているところです。ここの部分を読んでいて、何回か読み戻らなければいけないところがありました。ここの主語は関係府省で、「関係府省は促進します」とか、「充実させます」ということだと思のですが、何箇所か主語がもしかして学校ではというところがありました。見え消し版と見比べてみると、元々の原文は、こういうことが大事だから、これを推進していきましょうという論調で書かれていたと思うのですが、それが改定を重ねて文体が崩れているところが何箇所かあります。読んでいくと、これは学校がやるのかなという意味合いで取れてしまうところがありました。具体的に言うと、20 ページ、15-16 行目あたりですが、「学校施設を教材として活用した環境教育を進めていきます。」の記載は、これを誰がやるのかという話になってしまうのですが、こういう記載が何箇所かあったので、ご確認をお願いできればと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。続けて島田委員、お願いいたします。

島田委員： 先程言い忘れたのですが、溶け込み版 13 ページ、14 行目、前回も中間支援機能と中間支援組織がごっちゃになってないかという話があったと思うのですが、14 行目の「中間支援機能」は「組織」ではないかと思いました。

続いて 14 ページ、18-19 行目の「体験活動、対話と協働、ICT の活用、」云々のところですが、これは 10 ページに全く同じ文章が出てきていて、二度目感があるので、例えば 17 行目の「意欲の推進を進めるために、以下の基本的な考え方にに基づき政策を進めます」まで飛ばして良いのではと思いました。

それから先程も地方自治体のところを指摘いただいたのですが、溶け込み版の 26 ページ、6 行目、「地方公共団体において、環境部局と教育部局のみならず」という記載があるのですが、これは環境教育であれば環境部局と教育部局がやるのは当然のことなので、わざわざ言わなくても良いのではというのと、「地方公共団体では環境部局、教育部局のみならず市民、農林水産・・・」と連携が図れると書いてありますが、ここは「地方公共団体においては、特に環境部局と教育部局または教育委員会との連携が必要不可欠ですが、市民、農林水産、経済、云々との連絡調整も行われるようになることが重要です」というようにと順番は逆なのかなと思いました。

その続きで、10 行目以降ですが、法第 8 条第 2 項に基づいて設置できるとなっている環境教育等推進協議会ですが、これを「組織する場合には、政府は助言を行います」となっていますが、これができる規定なので、環境教育等推進協議会すらつくっていない都道府県、市町村があると、残念ながら京都もつくっていないですが、それをまずはつくるように政府から指図をいただくべきなのではと思います。それをつくるときには、もちろん色々な部局から構成されるようにするべきだと思ったので、まずその前の段階から政府の助言があった方が良くと思いました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。この点についても後ほど事務局から補足があればお願いします。藤田委員お願いいたします。

藤田委員： まず、溶け込み版の 20 ページからの学校における環境教育のところですが、36 行目から次の 21 ページにかけての文章についてです。現状ですと、教員が頑張らしようというように読めて、後ろの方で教員を支援するという流れになっていますが、提案としては、「一方、学校においては」の部分で「教職員の負担を軽減しながら、教育の質や効果を高めていく方策を推進します」と最初に言い切っておいて、「地域や企業等と連携した体験活動や対話・協働を実施するに当たって・・・は、そういう状況が十分に進んでいない状況が見受けられます。」「一部の教員は熱心で・・・学んでいます。一方で、学校の環境教育が継続していないことが少なくありません」という事実が入って良いと思います。提案としては最初の方に、教員の負担を軽減しながら教育の質や効果を高めていくと記載します。そこに対する具体的な方策ですので、学校の環境教育に関しては教員だけ、内部で頑張るという現状、教員に負担を強いるのではなく、色々な社会教育施設や団体や企業と連携しながら多くの人々が関わりあって、子どもに対する環境教育を学校においてやっていくというメッセージが分かりやすく文章に反映されている方が良いと思います。

続いて 21 ページ、29 行目から、こちらは地域などの幅広い場における環境教育の推進についてですが、32 行目に「子どもの・・・」という文章が入っていたり、22 ページ、1 行目にも「子どもをはじめとする・・・」と書いてあったりしますが、敢えてここに「子どもの」とか、「子どもをはじめ」とするという言葉を入れなければならないのかと思いました。子どもに関しては学校におけるという長い文章の中で書かれていますので、こちらについては子どもに限らずということが強調される方が良いと思います。そのため、敢えて「子どもの」という言葉を入れなくても良いのであれば、削除して良いと思います。

同じ 22 ページ、14 行目、「環境教育を促すためには、日常に近い場所や地域の中で、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在していることも必要です。」と書いてあって、これはその通りですが、既に色々なところにそれは存在していて、それを意識することが必要ではないかと思えます。既に日常の中にある環境の中にこれが環境教育の実践の場だ、学べる場所なのだということを意識するか、しないかというのは、0 か 1 かは、本当に大きな違いですので、既にあるものを意識することが必要だという書きぶりにしても良いのではないかと思います。

最後に先程他の委員が、世界ジオパークだけではなく、日本ジオパークのことも重要ではないかと発言なさいましたが、同感で世界ジオパークには認定されていないけれども、日本ジオパークに認定されて、その中にジオサイトが沢山あって、そこで活動していらっしゃる方たちは、日本各地に多くいらっしゃるの、むしろ日本国内で様々な活動していらっしゃる人々、それからサイトの重要性が強調されて良いのではないかと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。学校教育に関する部分につきましては、先程の關口委員からの指摘も併せて全体を整理した上で、主語がきちんと政府になるように、構成も含め調整できればと思います。その他の点についても的確なご指摘ありがとうございました。オンラインの委員、高尾委員、合瀬委員の手は上がっておられないでしょうか。

合瀬委員： 私も若干、主語と行政がやるべきところを何か他人事のようにおっしゃっていたところがいくつかあったので気になったのですが、先程、どなたかが指摘されたのでそれで良いだろうと思いました。

一点、最初に豊島委員が指摘された、見え消し版、24 ページ、10 行目、「農林水産分野での消費者の理解と支持を得て消費が」云々という箇所、これは国内だけの問題、行動なのでという指摘があったのですが、13 行目にあるみどりの食料システム戦略の「調達から生産」の「調達」は、実は海外からの輸入も含めているというのが農林水産省の言い分で、この辺は分かりにくいところでもあるため、ご指摘のように海外からの調達とか、海外からの調達も含めていることが分かるように直していただければと思いました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。高尾委員からはお手は上がっていないということですかね。この後時間が迫っておりますが、各委員から一言ずついただく時間もありますので、ここで議論を終了といたします。様々なご意見、本当にどうもありがとうございました。

多くの宿題がまだあるかなという感じです。本日多くのご指摘、ご意見をいただきましたので、この後私と事務局で修正案を再度検討し、専門家会議として環境教育等推進会議に進言する改定素案として確定させていただきたいと思います。

座長である私にご一任させていただきたいと考えておりますが、それで宜しいでしょうか。

(委員からの意見がないことを確認)

ありがとうございます。本当に貴重なご意見ありがとうございました。

では本日最終回ということで、各委員の皆様一言ずつコメントをいただきたいと思っております。時間が迫っておりますが、16 時半で退席を予定されている方がおられましたら、先にお願ひしたいと思ひますいかがでしょうか。オンラインの委員の皆様もいかがでしょうか。もしおられましたら、挙手をお願ひします。では、記載の順で飯田委員、お願ひします。

飯田委員： 新宿環境活動ネットの飯田です。本当にありがとうございました。今回、スムーズに進行できたのは座長の二ノ宮先生をはじめ、環境省や事務局の皆様のお陰だと思ひます。事前に書類をお送りいただいたり、あるいは論点をまとめていただいたり、山崎委員の提案でワークショップ形式という新しい専門家会議の形にも挑戦していただき、すごく実りの多い場になったのではないかと思ひます。次回、5 年後にまた専門会議があるかと思ひますが、こうした良いところは継続され、引き継がれていくと良いと思ひます。

委員会の場では思ひたことを忌憚なく発言させていただきましたが、この基本方針が改正された暁には、それを実践していくのが私達のような環境教育 N P O、社会教育施設の役目だと思ひますので、この委員会で議論された理想に向けて実現できるように私自身も頑張っていきたいと思ひますし、皆様とも協力していければと思ひます。引き続き宜しくお願ひします。ありがとうございます。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では佐藤委員お願ひします。

佐藤委員： 三重大大学の佐藤です。私は40年教員をやっており、その後5年間、大学の中で社会人教育の方へ移ったわけです。教員生活の中でも、それから社会人教育の方でも、後半の方は全部環境教育だったわけです。しかし環境教育は、この場に出させて頂いて分かったのですが、色々な視点があるということに改めて思いました。私の申し上げていることは、大学の視点の色合いが強いかもしれませんが、皆様のご議論、ご意見、参考になりましたので、本当にありがとうございました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では品川委員をお願いします。

品川委員： 品川です。今日の会議の前に第1回から第5回までの資料を全部読み返ささせていただいたのですが、この素案の中に沢山うまい具合に入っているという感じで読ませていただきました。座長は大変だったと思いますけれど、沢山入れていただいてありがとうございます。

私は企業の銀行グループに所属しており、どちらかというと中間支援的な機能で地域を支えるという役割を持っています。この基本方針ができあがってきた時には方針に沿って一民間企業として、それを実践していきたいと思っておりますので、また良い事例ができあがってきたら、あの時の人だという形で見ていただければと思います。ありがとうございました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では、棚橋委員をお願いします。

棚橋委員： ありがとうございます。前回5年前の委員もさせていただいて、話す中身が随分変わったと感じています。環境そのものも随分変わってきたし、私は小中学校の現場にいた人間ですから、学校教育自体も随分変わってきたという気がしました。5年後、どんな議論をしているのかというのは、楽しみというよりはむしろ、何か心配というか、大丈夫かなという、そういう思いを持っていました。今回の6回の議論については、座長をはじめ皆様が色々な準備をさせていただいて、うまくやれたかなというようには思っています。ありがとうございました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では、増田委員をお願いします。

増田委員： 鶴見大学短期大学部の増田です。いつもはオンラインでの参加が多かったのですが今日はこの場に来ることができて良かったと思っています。座長、委員の皆様、そして関係者の皆様のお陰でまだ完成版ではないですが、方針の骨子ができたと思っています。今後、これを授業あるいは環境教育の研修会のテキストとして使うとか、どんどん発信をしていかなければいけないのだろうと思っています。あとこれができて完成、お終いではないので、これを使って今度は実行していくことになっていくので、そういう後押し、働きかけや自分自身もやっていくことも含めて、実践をしていくことが重要だと思っています。ありがとう

ございました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では、山崎委員、お願いします。

山崎委員： 山崎です。基本方針の改定というとても有意義な場に参画でき、とても嬉しく思っています。何回目だったかの時に意を決してグループワーク的なことをやったらどうかという発言をさせていただきました。あの発言ができたのも、初回の会議での名刺交換とか、皆様のご意見、表情を見させていただいて、このメンバーだったら、あれを言っても多分何とかなるだろうということで提案しました。言葉が空中を飛び交うだけではなくて、ほんの僅かでもちゃんと言葉が化学反応を起こすような、そこから新しいものが生まれるような、そういう機運が生まれると良いなど。それこそが環境教育であると普段僕らが言っているのにも関わらず、あの会議体がそうでないというところに対して、もやっと思いましたので、事務局には本当にご迷惑をかけたかもしれませんが、議論で出てきたキーワードが解決案の中に少しでも盛り込まれているのであれば、発言をして良かったと思っています。非常に重要な機会をいただいて、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

二ノ宮座長： 本当にワークショップのご提案、心から感謝しております。ありがとうございます。では、吉田委員お願いします。

吉田委員： 滋賀県環境政策課の吉田です。私が行政の人間なので尚更なのかもしれませんが、これだけのタイトな期間で、どれだけの作業をされているかということ、毎回お察ししながら資料をいただいて、無駄にしないように一応私なりに勉強して臨ませていただきました。まずはありがとうございました。今回の資料でもそうですけども、環境学習は難しい側面もいっぱいあるのですが、環境教育というのは直接我々の喜びとか、幸福感につながる部分があって、それが一番の魅力だろうと常々思っています。これは方針の話なので、今後、具体的な政策とかこれに基づいて色々なことを考えていただいてということなのですが、その中でそうした部分を大切に色々な政策を打っていただき、我々もそれを使って色々なことができたと思っています。ありがとうございました。

二ノ宮座長： ありがとうございました。では続けてオンラインの委員の皆様、お願いいたします。まず、合瀬委員お願いします。

合瀬委員： 今回、このような会合で一緒に勉強させていただき、ありがとうございました。私自身にとっても大変新鮮な体験でありました。私自身、今は農業経営者を育成するという学校でお手伝いをしているのですが、20年間ぐらい農林水産の現場を取材する立場にありまして、様々な取材をしてまいりました。その中で農林水産業というのは自然と共にある産業ですが、環境の事をそんなに意識してやってきていなかったというのが現実です。去年、み

どりの食料システム戦略ができて、農林水産業の中でもかなり考え方が変わってきました。

昨日、ある農業団体の会合に出ていましたが、ハウスでパプリカを作る農業者がこの時代に石油をガンガン使って、経営者はいつもではない時代、いつもではない季節に農産物を出すようにしている。それが一つの経営のあり方だったが、それが世の中の人からどう見られているのかが極めて心配、気になるようになってきたという発言がありました。そういうことを聞いても、産業における環境への配慮みたいところが大きな課題になってきていると思っています。今後そういう視点を持ちながら色々な取材活動、発信活動なりをしていきたいと思います。ありがとうございました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では島田委員をお願いします。

島田委員： 京都府の島田です。私は環境教育というところでは素人だったので、あまり参考になるような意見も言えなかったり、変なことを言ったりしたかもしれませんが、そういった一般の素人はこうしているという視点で見えていただければと思いますし、地方自治体としてまだまだ足りないところを今回皆様の意見を聞かせていただいて、非常に参考になりました。座長それから事務局の皆様、大変ありがとうございました。お疲れ様でした。

二ノ宮座長： ありがとうございます。關口委員、お願いします。

關口委員： 今回改定ということで参加させていただき、大変有意義な時間を過ごさせていただきました。事務局をはじめ皆様ありがとうございました。特に前回のワークショップがすごく色々な勉強になったと感じています。

次回第7回目が改定になるのか、もしくはもっとドラスティブな改定になるのか分かりませんが、その際はできればなるべく前の方の回で前回のようなワークショップができれば良いのではないのでしょうか。併せてそこに環境省はもちろんのこと、他の省庁の方も交えて、ああいう話し合いができると進んでいくべき方向がもっとクリアになっていくのではと思いました。大変有意義な時間をありがとうございました。感謝申し上げます。

二ノ宮座長： ありがとうございます。高尾委員をお願いします。

高尾委員： Climate Youth Japan の高尾です。まず専門家会議に若者が委員として参加できたこと、そして若者が発言しやすい雰囲気や環境を整えていただいたこと、行政の多様なステークホルダーの取り込みとして大変嬉しく思います。私自身、力が至らぬ部分があったと思うのですが、環境教育に関して様々な分野で経験豊富な委員の方々と並んで、学部生ながらも委員を務められて事務局、座長、委員の方々、その他関係された方々に心より感謝申し上げます。また留学中の参加に対してもご配慮いただき、本当にありがとうございます。今後も学業と並行して気候変動であったり、その推進を図っていきますので、皆様と協力していければと思います。ありがとうございました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。今回ユースのメンバーが2人参加していただきまして、お2人とも留学中の現地から時差を超えて参加していただけたこと、議論の中でもユースの活躍ということが色々なところで出てきましたが、大変嬉しく思います。本当にどうもありがとうございました。では最後に藤田委員、お願いします。

藤田委員： 皆様、この会議に参加させていただきましてありがとうございました。この会議を通して私が思っていたのは、環境教育というのが、子どもが教育として受けさせられているもの、それから一般の方たちの中で一部の意識している人たちが頑張っている取組、それを推進していかなければいけないという、「ねばならない」という取組だったところから、全ての人々が当たり前に関係している状態に上げていく、というか、変化させていくところに私達は今回関わっているのではないかと思っていました。

私の専門は公園緑地とか、緑、ランドスケープ、景観生態学という部分ですが、特に環境教育というものを掲げて研究しているものではありません。しかし、ビオトープだけでなく、都市公園・自然公園という場所がもっと環境教育の場として意識されること、そしてそこでは色々な人が活動しているのですが、その人たちが自分たちは環境教育に携わっているということを意識させることを通じて、公園緑地、緑、ランドスケープ、ランドスケープデザイン、そういう分野が環境教育にどんどん入り込んでいけるのではないかと思います。今回のことは、これからパブリッシュされるものとして出ていきますし、私達1人1人の仕事であったり研究であったり、そういうところにも大きく今後影響してくるのではないかと思います。

この会議に参加できたことによって今まで出会うことがなかった専門家の皆様と出会うことができましたので、何か機会があれば、ぜひ協働して取組をしたり、研究をしたり、そういうところにも、個人的には繋がっていくと大変嬉しいなと思っています。ありがとうございました。

二ノ宮座長： ありがとうございました。皆様からの一言をいただく前にお願いすべきだったことかもしれませんが、先程皆様から意見をいただいた事柄について、事務局から補足があればお願いします。このタイミングで東岡室長からお願いします。

環境省・東岡室長： もう終わりかけのところで申し訳ございません。事務局から少し補足をいたします。皆様からいただいたご意見、大変ありがとうございました。環境教育を推進する上で皆様のご意見は本当に重要な観点で、これから施策を展開していく上で、全て参考にしていかなければいけない意見だと思っています。

基本方針はこの後、座長の二ノ宮先生と共同事務局である文部科学省とも相談をし、改定作業を進めてまいります。

環境教育等促進法の基本方針は、環境施策の全体で見ると、横串的な基本方針です。地球温暖化、生物多様性、資源循環それぞれにおいても地球温暖化防止計画、生物多様性国家戦略、循環資源推進計画というのがあり、その中でも行動変容について、それぞれかなりの量

をしっかり書いていただいています。それぞれの重要な環境の危機を踏まえた行動変化はそれぞれのところでも書いていますので、今回の環境教育等促進法というのは、全体的な俯瞰をして、どういうところをしっかりとやっていくかを明らかにし、個別の部分では、例えば気候変動対策においてどのように行動変容を進めていくか、どういう環境教育を進めていくかなどしっかりと書いていかなければいけないところもございます。それと重複しますので、全体的な考え方だけを示させていただいて、後はそれぞれの計画の中でどう社会、暮らしを変えていくのかをしっかりと記載させていただければと思っています。

この文章の特に前半が基本的な事項で重要性を書いて、後半が政府の施策という形になります。委員からも指摘がありました。前半はこういうものが重要だから政府として進めていきますという書き方だったが主語の部分で少し乱れているところがありますので、そこは整理をして進めます。また本日、自治体からのご参加もいただきましたが、環境教育等促進法の基本方針がまとまれば、自治体の行動計画策定に際しても基本方針を踏まえていただいたり、また協議会を作っていただいたりというところもありますので、自治体に対してもそういう情報を提供して、適切にそういうものを反映していただけるように我々としても情報提供していきたいと思っています。

また本日も関係省庁、文部科学省、農林水産省、国土交通省にご出席いただいておりますので、本日いただいた指摘の中には関係省庁と連携をして、また関係省庁と調整をして修正をしていく部分もありますので、関係省庁と相談しながら、政府一丸となって環境教育を進められるようにこの基本方針の改定を進めてまいります。どうぞ宜しくお願いいたします。

二ノ宮座長： ありがとうございます。今日も少し時間を過ぎてしまいましたが、毎回時間を過ぎての本当に熱い議論を皆様、ありがとうございます。慣れない座長という大役を引き受けさせていただきまして、時間の管理も含めて至らない点多々あったかと思えます。最終的には非常に充実した実施方針になっていくのではないかと思います。

私自身は25年ほど、環境教育の世界におりますが、25年前に社会変革につながる環境教育が必要だということは一部の人の間ではかなり議論がされ始めていましたが、今この気候変動と生物多様性保全という大きなグローバル課題も踏まえて、本当の環境危機に直面しているということが多くの人の中で共有されて、社会変革がもう免れられない、避けられないものだということが社会全体に共有される時代になったことをひしひしと感じます。環境教育の時代が来たと言えるのではないかと思います。

今回の実施方針についても様々な方々、自治体の方々、それから環境教育の現場の方々、色々な方々に声をかけていただきましたが、恐らく大きな期待が社会の中にあると思います。これをこの後、事務局と私の方で引き取らせていただいて、最終化をするということになります。本日いただいたご意見も含めて責任を持って反映させていきたいと思えますので、今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。本当にありがとうございました。

それでは予定していた議事が終わったということで、本日の審議をここで終了いたします。最後に事務局からお願いいたします。

環境省・富樫補佐： 皆様、長い時間にわたりましてご参加いただき、どうもありがとうございました。会議の閉会にあたり、環境省・総合環境政策統括官 鏈水 洋よりご挨拶を申し上げます。

環境省・鏈水統括官： 鏈水でございます。本日、国会用務のために途中参加となってしまいました。大変失礼しました。皆様大変お忙しい中、全6回にわたりこの会議にご出席いただき、また様々な幅広い見地から貴重なご意見を賜って、大変活発なご議論をしていただいたと思っております。誠にありがとうございました。

基本方針の改定から5年が経過し、気候変動それから生物多様性の喪失といった環境問題が深刻化する中であって、1人1人が危機感を共有し、そして考え実践するといったことが大変重要であり、今問われていることは、今、環境基本計画の第六次計画に向けた議論をしておりますが、その中でもそういった視点での議論が進められています。1人1人が危機感を共有し、考え、実践といったことを、まさしくそれを実現していくには、教育がその礎であると深く考えているところです。

今回この場におきまして、これからの環境教育、それから協働取組等のあるべき方向性についてお示しいただいたものと認識しています。特に持続可能な社会への変革を大きな旗印としまして、個人の変容と社会の変革等が連動していくことの重要性、それから対話やICTの活用などによる学びの充実、そして協働がバナンスに基づく協働取組の実践、こういったことは、これまでになかった新たな視点であると認識しています。また環境教育等の推進策としてお示しいただいたESD活動支援センターやGEOC、EPO等の中間支援機能の活用は、様々な人や組織が出会い、学び合うことで変容しながら、社会の取組そのものを変えていく上で不可欠な方策であると考えます。

今回取りまとめでいただいた基本方針の改定素案、本日多くのご意見をいただきましたが、先程座長からもございました通り、座長ともご相談の上取りまとめさせていただき、関係府省で構成される環境教育等推進会議に進言されていくこととなります。これを受け、今後は関係府省が協働しながら、必要な施策を講じ、持続可能な社会の変革につながる環境教育、それから協働取組等の実践強化等に努めてまいりたいと考えています。

皆様方におかれましては、環境教育、協働取組の推進に向け、引き続きご指導、それからご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。本日まで本当にどうもありがとうございました。

環境省・富樫補佐： 委員の皆様におかれましては、全6回にわたり、会議へご参加いただき、誠にありがとうございました。本日、多くのご意見をいただきましたが、座長とも相談して最終的な改定素案といたします。

この改定素案については、環境教育等推進会議に進言の後、全府省との調整、パブリックコメントを行い、推進会議として基本方針をとりまとめ、閣議決定に向けて進めてまいりたいと考えております。

なお、本日の議事録につきましては、事務局で取りまとめを行い、委員の皆様にご確認い

ただいた後、環境省ホームページに掲載します。

以上をもちまして、本日の第6回環境教育等推進専門家会議を終わります。ありがとうございました。

以上